

砺波厚生センター事業の概要

令和 8 年 8 月

富山県砺波厚生センター

目 次

I 砺波厚生センター管内の概況

第1 厚生センターの概況	1
1 沿革	1
2 機構・組織及び業務	3
3 職員構成	4
4 業務案内	5
5 区域の概要	6
第2 保健統計	7
1 人口動態	7
2 医療	14

II 事業概要

第1 企画管理	16
1 厚生センター運営協議会	16
2 砺波地域医療推進対策事業	16
3 献血の推進	19
4 保健統計調査	19
5 情報関連業務	21
6 企画調整業務	21
7 栄養改善	25
8 調査研究事業	28
9 学生実習指導	29
10 卒後医師臨床研修	29
11 受動喫煙防止対策	30
第2 保健予防	31
1 感染症対策	31
2 成人老人保健対策	45
3 栄養改善対策	47
4 母子保健対策	51
5 精神保健福祉対策	55
6 難病対策	65
7 原爆被爆者対策	69
8 肝炎治療特別促進事業	70
9 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	71

10	石綿による健康被害救済制度に係る委託業務	71
11	骨髄バンク事業	72
第3	生活衛生	73
1	食品衛生	73
2	環境衛生	79
3	水道	81
4	薬事	82
5	狂犬病予防及び動物愛護管理	84
第4	試験検査	86
1	臨床検査及び細菌検査実施状況	86
2	食品衛生検査	87
3	環境衛生試験検査	88
Ⅲ	学会発表等	89

＜表に用いた符号＞

表 記	内 容
0	数値が単位未満のもの
—	該当数値がないもの
…	該当数値が不詳のもの
・	出現があり得ないもの

I 砺波厚生センター管内の概況

第1 厚生センターの概況

1 沿革

[本所の沿革]

昭和14年4月	東礪波郡福野町1,120番地に福野保健所を設置する。東礪波郡及び西礪波郡80町村が所管区域となる。
昭和19年10月	石動保健所の設置により西礪波郡が所管区域外となり、東礪波郡5町33村となる。
昭和27年4月	東礪波郡山田村及び北山田村が西礪波郡福光町へ合併し、所管区域外となる。
昭和27年5月	庶務課、衛生課の2課制となる。
昭和27年5月 ～昭和29年7月	町村合併の促進及び砺波町の市制施行に伴い、所管区域は砺波市、東礪波郡城端町、井波町、庄川町、福野町、中田町、平村、上平村、利賀村及び井口村の1市5町4村となる。
昭和29年1月	東礪波郡北般若村が西礪波郡戸出町へ合併し、所管区域外となる。
昭和31年2月	西礪波郡福光町の一部（旧山田村）が城端町へ編入され所管区域となる。
昭和32年8月	西礪波郡西野尻村の一部が福野町へ編入され所管区域となる。
昭和32年9月	西礪波郡若林村の一部が砺波市へ編入され所管区域となる。
昭和40年10月	総務課、予防課及び衛生課の3課制となる。
昭和41年2月	東礪波郡中田町が高岡市へ編入され所管区域外となる。（1市4町4村）
昭和41年8月	西礪波郡福光町が所管区域となる。（1市5町4村）
昭和45年4月	東礪波郡福野町高儀147番地（現在地）に庁舎を新築、移転する。
昭和48年4月	予防課は、予防係、保健係の2係制となる。
平成2年4月	予防課が、保健予防課となる。
平成6年4月	保健予防課は、予防班、保健班の2班制となる。
平成10年7月	砺波保健所に名称変更し、小矢部保健所が砺波保健所小矢部支所となり、小矢部市、西礪波郡福岡町が所管区域となる。 本所は、企画管理課に医務総務班、企画調整班、保健予防課に地域保健班、感染症疾病班、衛生検査課に衛生班、試験検査班の3課6班制となる。 小矢部支所は、衛生予防課、地域健康課の2課制となる。
平成14年7月	西部社会福祉事務所と統合し、砺波厚生センターとなる。小矢部支所は、砺波厚生センター小矢部支所に名称変更する。 本所は、企画管理課、福祉課（所管区域は東西礪波郡6町4村）、保健予防課、衛生検査課の4課6班制となる。
平成16年11月	市町村合併に伴い、所管区域は、砺波市、小矢部市、南砺市及び西礪波郡福岡町の3市1町（福祉課の所管区域は、西礪波郡福岡町1町）となる。
平成17年11月	高岡市と西礪波郡福岡町の合併に伴い社会福祉を司る事務所でなくなり、福祉課が廃止される。支所の所管区域が小矢部市のみとなる。（3市）

[小矢部支所の沿革]

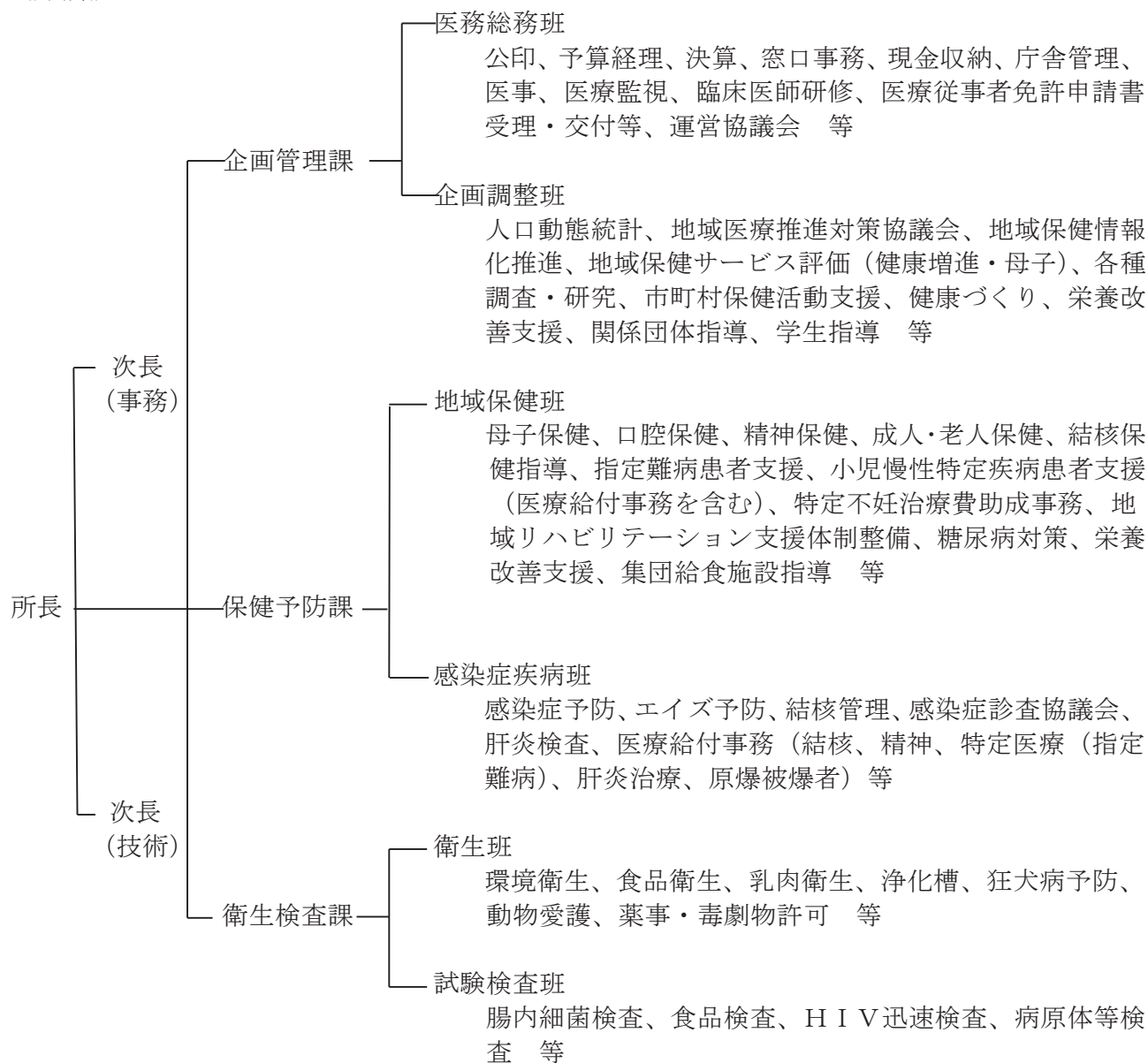
昭和 19 年 10 月	西礪波郡一円 5 町 36 村を管轄区域として、石動保健所を設置し、事務所を石動勤労働員署内で業務を開始する。
昭和 20 年 7 月	石動町小矢部 511 番地に庁舎を新築、移転する。
昭和 27 年 5 月	庶務課、衛生課の 2 課制となる。
昭和 37 年 8 月	小矢部市の発足に伴い、小矢部保健所に改称する。
昭和 40 年 10 月	庶務課が総務課となる。
昭和 41 年 2 月	西礪波郡戸出町が高岡市へ編入され所管区域外となる。(1 市 2 町)
昭和 41 年 8 月	西礪波郡福光町が福野保健所管内へ所管替えとなる。(1 市 1 町)
昭和 44 年 4 月	総務課、予防課、衛生課の 3 課制となる。
昭和 50 年 6 月	小矢部市綾子 260-1 (現在地) に庁舎を新築、移転する。
昭和 53 年 4 月	予防課が、予防係、保健係の 2 係制となる。
平成 2 年 4 月	予防課が、保健予防課となる。
平成 6 年 4 月	保健予防課が、予防班、保健班の 2 班制となる。
平成 10 年 7 月	砺波保健所小矢部支所に改称し、衛生予防課、地域健康課の 2 課制となる。
平成 14 年 7 月	砺波厚生センター小矢部支所に名称変更する。
平成 17 年 11 月	高岡市と西礪波郡福岡町の合併に伴い、所管区域が小矢部市のみとなる。
平成 29 年 3 月	小矢部市石動駅南土地区画整理事業に伴う換地処分により、小矢部市綾子 5532 に地番変更。

[旧西部社会福祉事務所の沿革]

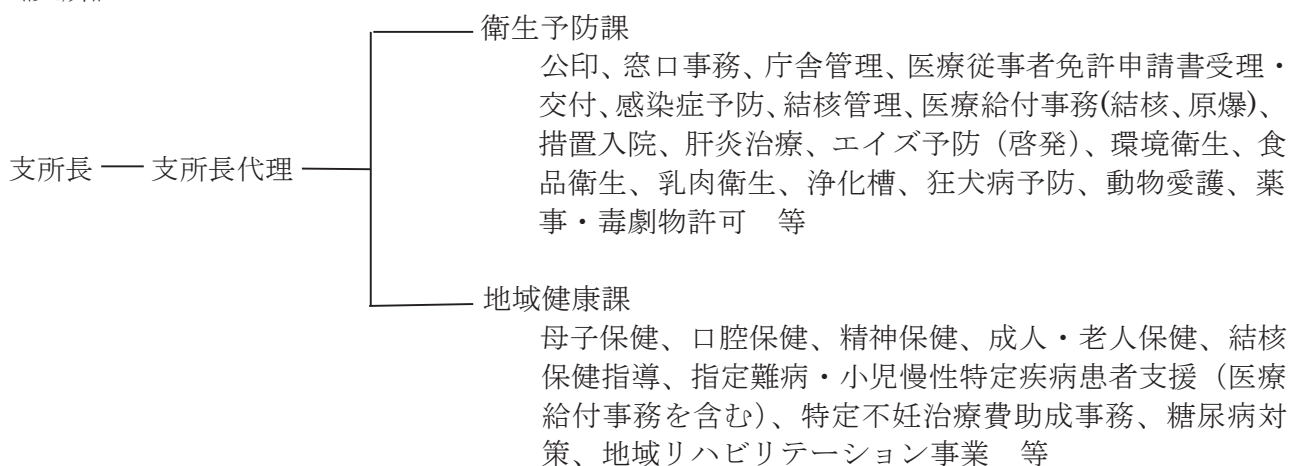
昭和 26 年 10 月	社会福祉事業法第 13 条に基づき、東礪波郡、西礪波郡にそれぞれ社会福祉事務所が新設された。
昭和 41 年 4 月	両社会福祉事務所を統合し、新たに西部社会福祉事務所が設置された。
平成 14 年 7 月	砺波保健所と統合し、砺波厚生センターとなる。

2 機構・組織及び業務

《本所》



《支所》



3 職員構成

(令和8年4月1日現在)

区分	医師	歯科医師	薬剤師	獣医師	診療放射線技師	臨床検査技師	管理栄養士	保健師	事務	計
本所	1	-	3	3	1	3	3	12	5	31
支所	-	1	2	2	-	-	-	4	1	10
計	1	1	5	5	1	3	3	16	6	41

4 業務案内

(令和8年4月1日現在)

《本所》

午前8時30分～午後5時15分

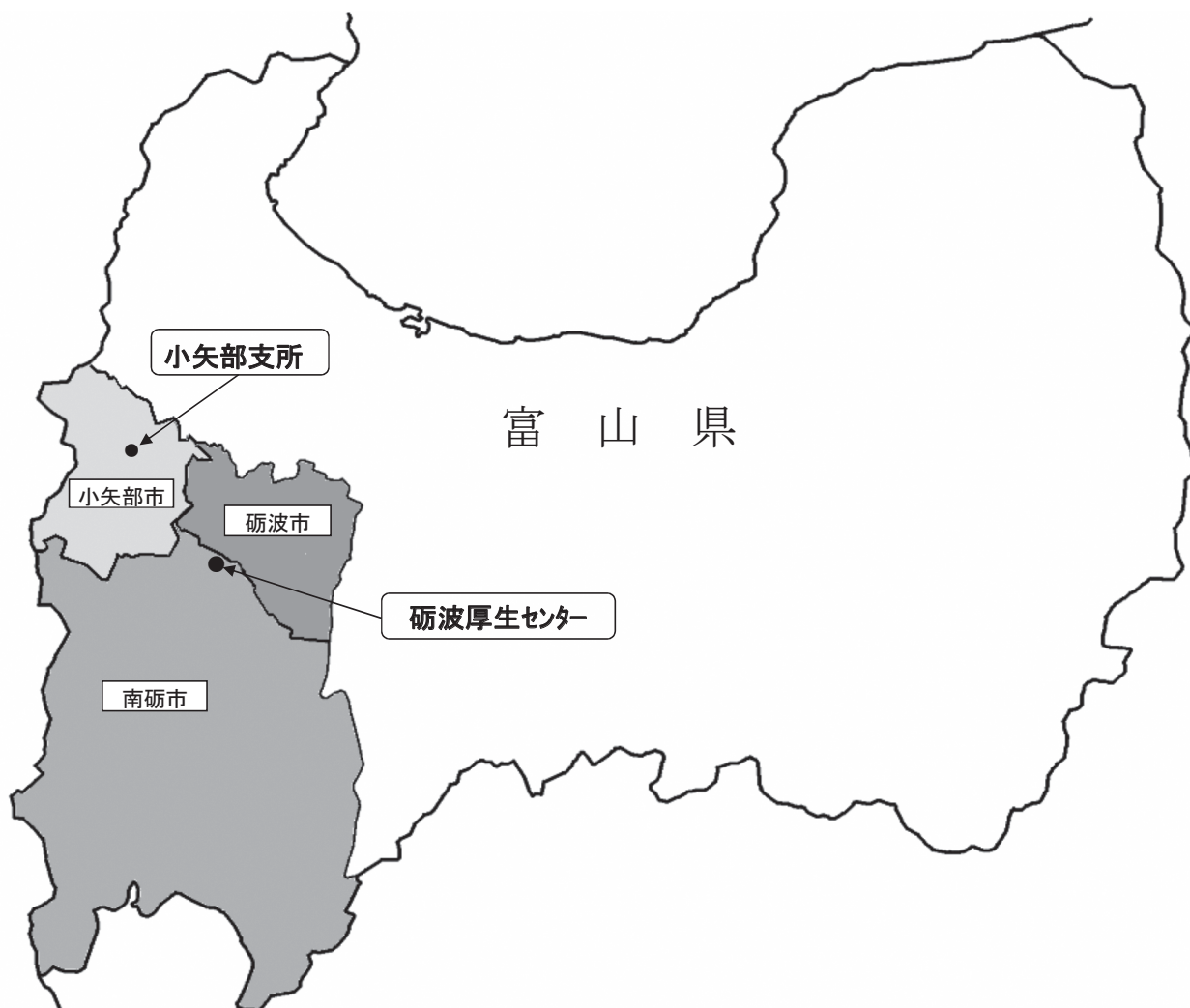
＜定期受付＞		＜随時受付＞	
火	〔午前9時00分～10時30分〕 (前日まで要予約) エイズ相談・HIV検査(迅速検査) クラミジア検査 梅毒検査 肝炎ウイルス検査	○相談業務 ・心の健康相談(含認知症) ・医療相談 ・ひきこもり相談 ・エイズ・クラミジア等性感染症相談 ・難病療養相談 ・栄養・食事相談	○申請業務 ・公費医療負担申請 (結核、特定医療費(難病)、 小児慢性特定疾病など) ・特定不妊治療費の助成 ・肝炎の治療費等の助成 ・医療従事者の免許申請
	〔午前9時00分～11時00分〕 骨髄バンクドナー登録(要予約) 女性の健康相談		
	腸内細菌検査(午前)		
水	腸内細菌検査(午前)	○許認可、相談業務 ・食品衛生 ・環境衛生 ・医事 ・薬事 ・動物愛護 ・狂犬病予防	＜不定期＞ ・家族教室(精神関係) ・ボランティア養成講座(精神疾患・難病) ・療養相談会(療養生活をしている方の相談会)
木	ひきこもり家族相談会 (第2週 午後 要予約)		
金	精神保健福祉相談 (第3週 午後 要予約)		

《支所》

午前8時30分～午後5時15分

＜随時受付＞	
○相談業務 ・心の健康相談(含認知症) (嘱託医相談 要予約) ・ひきこもり相談 ・難病療養相談	○申請業務 ・公費医療負担申請 (結核、特定医療費(難病)、 小児慢性特定疾病など) ・特定不妊治療費の助成 ・肝炎治療費の助成 ・医療従事者の免許申請
○許認可、相談業務 ・食品衛生 ・環境衛生 ・薬事 ・動物愛護 ・狂犬病予防	＜不定期＞ ・家族教室(精神関係) ・ボランティア養成講座(精神疾患・難病) ・療養相談会(療養生活をしている方の相談会)

5 区域の概要



第2 保 健 統 計

1 人 口 動 態

(1) 市町村別人口動態

(令和6年)

区 分	出 生		死 亡		自 然 増 加		乳児死亡 (再掲)		新生児 死亡 (再掲)		死 産		婚 姻		離 婚	
	実 数	率	実 数	率	実 数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
全 国	686,173	5.7	1,605,378	13.3	△ 919,205	△ 7.6	1,266	1.8	637	0.9	15,323	21.8	485,092	4.0	185,904	1.55
富山県	5,078	5.2	15,184	15.6	△ 10,106	△ 10.4	6	1.2	5	1.0	78	15.1	3,324	3.4	1,096	1.13
管内計	539	4.7	1,982	17.1	△ 1,443	△ 12.5	-	-	-	-	12	21.8	304	2.6	114	0.99
砺波市	277	6.1	628	13.8	△ 351	△ 7.7	-	-	-	-	8	28.1	155	3.4	44	0.97
小矢部市	116	4.4	508	19.2	△ 392	△ 14.8	-	-	-	-	3	25.2	53	2.0	22	0.83
南砺市	146	3.4	846	19.5	△ 700	△ 16.1	-	-	-	-	1	6.8	96	2.2	48	1.10

(年次)

合計特殊出生率	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
全 国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.3	1.26	1.20	1.15
富山県	1.51	1.50	1.55	1.52	1.53	1.44	1.42	1.46	1.35	1.29

合計特殊出生率 (ベイズ推定値)	全 国	富山県	管内	砺波市	小矢部市	南砺市
平成15年 ～ 平成19年	1.31	1.39	1.44	1.52	1.40	1.37
平成20年 ～ 平成24年	1.38	1.43	1.46	1.52	1.38	1.44
平成25年 ～ 平成29年	1.43	1.49	1.50	1.54	1.43	1.50
平成30年 ～ 令和4年	1.33	1.45	1.42	1.39	1.44	1.47

(注1) 出生・死亡・自然増加・婚姻・離婚の率は人口（外国人を除く）千対、乳児・新生児死亡率は出生千対、死産率は出産（出生＋死産）千対である。

(注2) 合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。
ベイズ推定値とは、出現数の少なさに起因する偶然変動の影響を減少させ、地域間比較、経年比較ができるように算出したもの。

資料 県厚生部医務課発行 人口動態統計（確定数）

厚生労働省大臣官房統計情報部 人口動態統計特殊報告

(2) 人 口

ア 人口、世帯数、1世帯当り人員、人口密度、面積

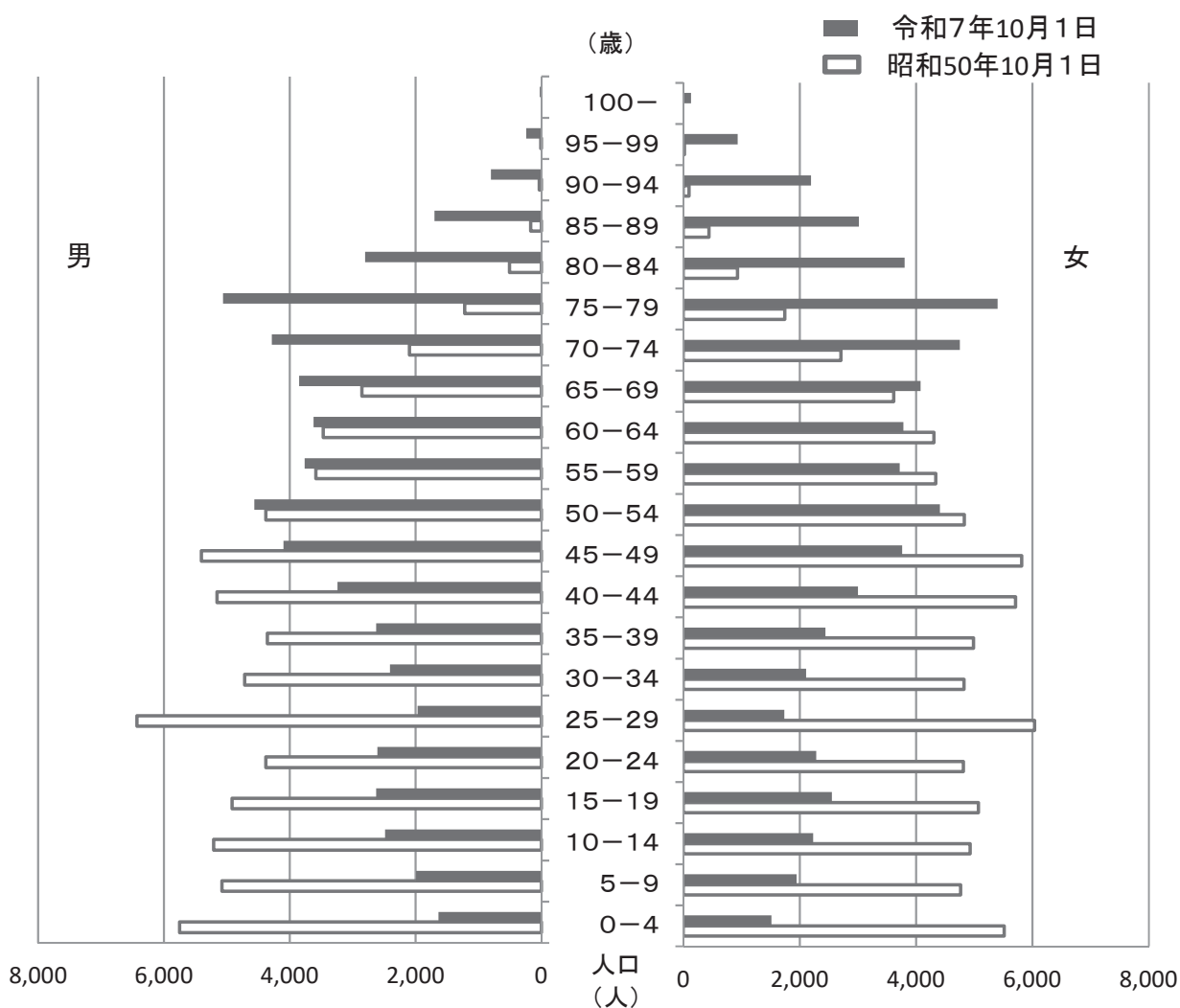
(令和7年10月1日現在)

区 分	人 口 (人)			世帯数 (戸)	一世帯当り 人員(人)	人口密度 (人/ k m ²)	面 積 (k m ²)
	総 数	男	女				
富 山 県	986,224	481,200	505,024	415,109	2.38	232.2	4,247.55
管 内 計	116,899	56,776	60,123	44,115	2.65	125.7	929.74
砺 波 市	46,395	22,678	23,717	17,844	2.60	365.2	127.03
小 矢 部 市	26,863	13,078	13,785	9,952	2.70	200.4	134.07
南 砺 市	43,641	21,020	22,621	16,319	2.67	65.3	668.64

資料 県経営管理部統計調査課発行 富山県の人口と世帯(推計)

国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(令和7年10月1日現在)

管内人口ピラミッド



イ 人口の推移

各年10月1日現在（人）

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和 2 年	令和 6 年	令和 7 年
全 国	126,925,843	127,756,815	128,057,352	127,094,745	126,226,568	123,801,750	※ 123,219,024
富 山 県	1,120,851	1,114,692	1,093,247	1,066,328	1,034,670	995,955	986,224
管 内 計	142,899	141,667	136,201	130,726	124,286	118,609	116,899
砺 波 市	48,092	49,424	49,410	49,000	47,796	46,763	46,395
小 矢 部 市	34,625	33,868	32,067	30,399	28,792	27,360	26,863
南 砺 市	60,182	58,375	54,724	51,327	47,698	44,486	43,641

（注１） 平成12年の砺波市の数値は旧砺波市・旧庄川町を合算したものである。

（注２） 平成12年の南砺市の数値は旧城端町・平村・上平村・利賀村・井波町・井口村・福野町・福光町を合算したものである。

資料 県経営管理部統計調査課発行 令和 7 年富山県の人口

※ 総務省統計局 国勢調査報告、人口推計（総人口）

ウ 市町村別・年齢3区分別人口

令和 7 年10月 1 日現在

区 分	総 数 (人)	実 数 (人)			総数に対する割合 (%)		
		年少人口 (0～14才)	生産年齢人口 (15～64才)	老年人口 (65才以上)	年少人口 (0～14才)	生産年齢人口 (15～64才)	老年人口 (65才以上)
富山県	986,224	101,610	541,373	324,664	10.5	55.9	33.6
管内計	116,899	11,796	61,306	43,054	10.2	52.8	37.1
砺波市	46,395	5,128	26,281	14,423	11.2	57.3	31.5
小矢部市	26,863	2,548	13,587	10,588	9.5	50.8	39.6
南砺市	43,641	4,120	21,438	18,043	9.4	49.2	41.4

（注）総数は年齢不詳を含む。構成比は、分母から年齢不詳を除いて算出。

資料 県経営管理部統計調査課発行 令和 7 年富山県の人口

(3) 出生率・死亡率等

ア 出生の推移

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)
全 国	1,187,064	1,190,547	1,062,530	1,071,304	1,005,677	811,622	770,759	727,288	686,173
富山県	10,049	10,170	8,973	8,188	7,567	6,076	6,022	5,512	5,078
管 内	1,333	1,272	1,106	1,012	918	643	678	616	539
砺波市	457	474	470	436	393	267	307	267	277
小矢部市	398	379	238	213	199	140	143	163	116
南砺市	478	419	398	363	326	236	228	186	146

イ 死産の推移

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)
全 国	39,403	38,393	31,818	26,560	22,617	16,277	15,179	15,534	15,323
富山県	256	288	233	188	164	118	106	92	78
管 内	32	31	17	21	24	13	4	4	12
砺波市	12	12	5	11	7	5	3	3	8
小矢部市	5	8	2	5	11	5	-	1	3
南砺市	15	11	10	5	6	3	1	-	1

ウ 新生児死亡の推移

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)
全 国	2,615	2,106	1,510	1,167	902	658	609	600	637
富山県	33	25	14	11	8	7	6	7	5
管 内	2	3	-	2	2	1	1	-	-
砺波市	1	1	-	1	1	-	1	-	-
小矢部市	-	1	-	-	-	-	-	-	-
南砺市	1	1	-	1	1	1	-	-	-

エ 乳児死亡の推移

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)
全 国	5,054	3,830	2,958	2,450	1,916	1,399	1,356	1,326	1,266
富山県	52	42	29	25	11	13	9	13	6
管 内	5	6	-	5	2	1	1	-	-
砺波市	2	4	-	2	1	-	1	-	-
小矢部市	-	1	-	-	-	-	-	-	-
南砺市	3	1	-	3	1	1	-	-	-

資料 県厚生部医務課発行 人口動態統計（確定数） 人口動態総覧

厚生労働省大臣官房統計情報部発行 人口動態統計（確定数）の概況

※ 平成7年、平成12年には合併前も含む。

オ 死亡数の推移

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)
富山県	9,552	9,734	10,861	11,875	12,731	13,650	15,052	15,095	15,184
管内	1,495	1,481	1,498	1,542	1,688	1,757	2,054	1,976	1,982
砺波市	398	406	454	467	563	599	677	650	628
小矢部市	435	448	375	377	404	420	470	482	508
南砺市	662	627	669	698	721	738	907	884	846

資料 県厚生部医務課発行 人口動態統計（確定数） 人口動態総覧

※ 平成7年、平成12年には合併前も含む。

カ 死因順位

(令和6年)

	第1位			第2位			第3位			第4位			第5位			第6位			第7位		
	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率
全国	悪性新生物	384,111	319.3	心疾患	226,388	188.2	老衰	206,887	172.0	脳血管疾患	102,821	85.5	肺炎	80,176	66.6	誤嚥性肺炎	63,667	52.9	不慮の事故	45,743	38.0
富山県	悪性新生物	3,585	368.1	老衰	2,253	231.3	心疾患	1,904	195.5	脳血管疾患	1,113	114.3	肺炎	654	67.1	不慮の事故	589	60.5	誤嚥性肺炎	573	58.8
管内計	悪性新生物	471	407.5	老衰	272	235.3	心疾患	269	232.7	脳血管疾患	158	136.7	不慮の事故	84	72.7	肺炎	73	63.2	誤嚥性肺炎	66	57.1
砺波市	悪性新生物	166	364.1	心疾患	80	175.5	老衰	80	175.5	脳血管疾患	34	74.6	誤嚥性肺炎	30	65.8	肺炎	27	59.2	不慮の事故	24	52.6
小矢部市	悪性新生物	101	381.0	心疾患	85	320.7	老衰	69	260.3	脳血管疾患	44	166.0	不慮の事故	23	86.8	肺炎	20	75.4	血管性及び詳細不明の認知症	19	71.7
南砺市	悪性新生物	204	469.0	老衰	123	282.8	心疾患	104	239.1	脳血管疾患	80	183.9	不慮の事故	37	85.1	血管性及び詳細不明の認知症	34	78.2	肺炎	26	59.8

(注) 率は、人口10万対。確定不能の死因を除いた数

資料 県厚生部医務課発行 人口動態統計（確定数）
厚生労働省大臣官房統計情報部発行 人口動態統計（確定数）の概況

キ 主要死因別死亡数・死亡率

(ア) 市町村別主要死因別死亡数・死亡率（人口10万対）

（令和6年）

区 分		全国	富山県	管内	砺波市	小矢部市	南砺市
総 数	死亡数	1,605,378	15,184	1,982	628	508	846
	率	1,334.5	1,558.9	1,714.6	1,377.5	1,916.4	1,945.0
悪性新生物	死亡数	384,111	3,585	471	166	101	204
	率	319.3	368.1	407.5	364.1	381.0	469.0
心 疾 患	死亡数	226,388	1,904	269	80	85	104
	率	188.2	195.5	232.7	175.5	320.7	239.1
老 衰	死亡数	206,887	2,253	272	80	69	123
	率	172.0	231.3	235.3	175.5	260.3	282.8
脳血管疾患	死亡数	102,821	1,113	158	34	44	80
	率	85.5	114.3	136.7	74.6	166.0	183.9
肺炎	死亡数	80,176	654	73	27	20	26
	率	66.6	67.1	63.2	59.2	75.4	59.8
誤嚥性肺炎	死亡数	63,667	573	66	30	17	19
	率	52.9	58.8	57.1	65.8	64.1	43.7
不慮の事故	死亡数	45,743	589	84	24	23	37
	率	38.0	60.5	72.7	52.6	86.8	85.1
新型コロナウイルス感染症	死亡数	35,865	289	48	18	9	21
	率	29.8	29.7	41.5	39.5	34.0	48.3
腎不全	死亡数	29,665	273	28	9	7	12
	率	24.7	28.0	24.2	19.7	26.4	27.6
アルツハイマー病	死亡数	25,595	297	35	15	6	14
	率	21.3	30.5	30.3	32.9	22.6	32.2

資料 県厚生部医務課発行 人口動態統計（確定数）

厚生労働省大臣官房統計情報部発行 人口動態統計（確定数）の概況

ク 性・部位別悪性新生物死亡者数・死亡率

(ア) 男

(令和6年)

区 分		総数	食 道	胃	結 腸	及直 腸S 状結 腸 移行 腸部	肝 及 び 肝 内 胆 管	膵	気 管 ・ 気 管 支 及 び 肺	乳 房	子 宮	白 血 病
全 国	死亡数	221,786	8,572	24,720	18,831	9,995	15,133	20,371	52,333	136	・	6,077
	率	379.4	14.7	42.3	32.2	17.1	25.9	34.9	89.5	0.2	・	10.4
富山県	死亡数	2,002	73	250	173	101	120	185	460	1	・	54
	率	422.4	15.4	52.7	36.5	21.3	25.3	39.0	97.0	0.2	・	11.4
管 内	死亡数	267	10	40	18	12	12	30	49	－	・	9
	率	476.5	17.8	71.4	32.1	21.4	21.4	53.5	87.5	－	・	16.1
砺波市	死亡数	91	1	10	6	5	4	10	15	－	・	5
	率	409.3	4.5	45.0	27.0	22.5	18.0	45.0	67.5	－	・	22.5
小矢部市	死亡数	58	3	13	4	3	3	2	9	－	・	1
	率	451.4	23.3	101.2	31.1	23.3	23.3	15.6	70.0	－	・	7.8
南砺市	死亡数	118	6	17	8	4	5	18	25	－	・	3
	率	563.4	28.6	81.2	38.2	19.1	23.9	85.9	119.4	－	・	14.3

(イ) 女

(令和6年)

区 分		総数	食 道	胃	結 腸	及直 腸S 状結 腸 移行 腸部	肝 及 び 肝 内 胆 管	膵	気 管 ・ 気 管 支 及 び 肺	乳 房	子 宮	白 血 病
全 国	死亡数	162,325	2,066	13,147	19,466	6,124	7,332	20,864	23,236	15,869	7,116	3,895
	率	262.5	3.3	21.3	31.5	9.9	11.9	33.7	37.6	25.7	11.5	6.3
富山県	死亡数	1,583	28	150	193	69	60	204	177	136	63	36
	率	316.6	5.6	30.0	38.6	13.8	12.0	40.8	35.4	27.2	12.6	7.2
管 内	死亡数	204	4	22	32	3	2	31	18	13	5	4
	率	342.5	6.7	36.9	53.7	5.0	3.4	52.0	30.2	21.8	8.4	6.7
砺波市	死亡数	75	－	9	9	1	1	12	9	5	1	3
	率	321.1	－	38.5	38.5	4.3	4.3	51.4	38.5	21.4	4.3	12.8
小矢部市	死亡数	43	3	7	8	－	－	2	4	3	－	1
	率	314.8	22.0	51.3	58.6	－	－	14.6	29.3	22.0	－	7.3
南砺市	死亡数	86	1	6	15	2	1	17	5	5	4	－
	率	381.4	4.4	26.6	66.5	8.9	4.4	75.4	22.2	22.2	17.7	－

(注1) 率は人口10万対。

(注2) 総数には、口唇・口腔及び咽頭、胆のう及びその他の胆道、咽頭、皮膚、卵巣、前立腺、膀胱、中枢神経系、悪性リンパ腫、その他のリンパ組織・造血組織及び関連組織、その他の悪性新生物を含む

(注3) 子宮の率は、女子人口10万対。

資料 県厚生部医務課発行 人口動態統計（確定数）

厚生労働省大臣官房統計情報部発行 人口動態統計（確定数）の概況

2 医 療

(1) 医 療 施 設

ア 医療施設数

(令和8年3月31日)

市町村別	病 院	一般診療所	歯科診療所	施 術 所	歯科技工所
砺 波 市	6	35	16	45	7
小 矢 部 市	6	18	10	23	4
南 砺 市	4	29	15	50	5
計	16	82	41	118	16

イ 病床数

(令和8年3月31日)

区 分	病 院 (病床種別)						一般診療所
	総 数	精 神	感染症	結 核	療 養	一 般	
砺 波 市	694	97	4	5	245	343	12
小 矢 部 市	519	246	—	—	145	128	—
南 砺 市	651	172	—	—	100	379	19
計	1,864	515	4	5	490	850	31

ウ 病床種類別の病床利用率・平均在院日数

(令和5年)

区 分		総数	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床
管内	病 床 利 用 率	77.8	86.4	98.2	4.2	84.1	69.7
	平均在院日数	40.1	336.7	9.0	15.4	223.1	18.3
富山県	病 床 利 用 率	79.3	89.3	89.8	13.9	90.1	71.0
	平均在院日数	28.8	360.1	11.5	10.4	187.0	15.0

資料 県厚生部発行 保健統計年報

(2) 医療施設等の許可申請及び届出

(令和7年度)

区 分	病 院	診療所	歯科診療所	その他 (助産所、施術所)	計
開 設 許 可	—	4	1	—	5
開設許可事項変更許可	11	—	1	—	12
使 用 許 可	—	—	—	—	—
変更使用許可	1	—	—	—	1
開 設 届	—	4	2	1	7
廃 止 届	—	5	5	10	20
変 更 届	3	14	3	2	22
休 止 届	—	1	1	—	2
再 開 届	—	1	—	—	1
管理者兼任選任許可	—	6	—	—	6
そ の 他 届 出	12	54	11	—	77
計	27	89	24	13	153

(3) 立 入 検 査

病院・診療所が医療法その他関係法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することを目的として実施しているものであり、病院については毎年、有床診療所については概ね3年に1度行っている。

また、令和元年度より無床診療所の立入検査を原則5年周期で開始した。

区 分	病 院			診 療 所・助 産 所		
	砺波市	小矢部市	南砺市	砺波市	小矢部市	南砺市
令和5年度	6	6	4	18	8	13
令和6年度	6	6	4	15	4	5
令和7年度	6	6	4	6	4	8

(4) 医 療 従 事 者

(令和6年12月31日)

区分	医 師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
管内計	286	61	252	104	42	1,558	310

資料 医務課 (注) 隔年調査

(5) 医療従事者免許申請等の受付

(令和7年度)

区 分		本 所	支 所	計
厚生労働大臣免許	医 師 ・ 歯 科 医 師	7	－	7
	看 護 師 ・ 保 健 師 ・ 助 産 師	71	16	87
	薬 剤 師	2	1	3
	管 理 栄 養 士	11	1	12
	診 療 放 射 線 技 師	2	－	2
	臨 床 ・ 衛 生 検 査 技 師	5	2	7
	理 学 ・ 作 業 療 法 士	17	2	19
知事免許	視 能 訓 練 士 ・ 歯 科 技 工 士	1	－	1
	准 看 護 師	7	3	10
	栄 養 士	13	1	14
	受 胎 調 節 実 地 指 導 員	－	－	－
計		136	26	162

(6) 医療安全相談センターの相談・苦情受付

「医療安全相談センター」は、平成15年4月に厚生センターに設置され、医療に関する苦情・心配や相談への対応、医療安全に関する助言、情報提供等を行っている。

(令和7年度)

内 容	件数	分 類	件 数
苦 情	7	医療行為・医療内容	6
相 談	1	コミュニケーションに関すること	－
計	8	医療機関等の施設	－
		医療情報の取扱	－
		医療機関等の紹介、案内	－
		医療費（診療報酬等）	－
		医療知識等を問うもの	－
		その他（上記いずれにも分類できないもの）	2
		計	8

Ⅱ 事業概要

第1 企画管理

1 厚生センター運営協議会

砺波厚生センター運営協議会は、管内の地域保健・福祉及び厚生センターの運営に関する事項について審議するため、管内市町村、関係行政機関、保健、医療、福祉など各界の代表 25 名の委員で構成されている。

なお、令和 7 年度における開催状況は次のとおりである。

(令和 7 年度)

開催日	令和 7 年 10 月 22 日
場所	ア・ミューホール
人数	委員 25 名中 16 名出席（うち 3 名代理出席）
議事内容	・厚生センター事業の概要について ・「食中毒について」

2 砺波地域医療推進対策事業

砺波医療圏における地域医療計画の策定及び計画の推進、保健・医療・福祉の有機적連携の確保充実を図るための方策等について検討を行うため、「砺波地域医療推進対策協議会」を設置している。委員は、保健・医療・福祉関係者、関係行政機関職員、地域住民代表など 23 名の委員で構成されており、平成 24 年度からは各疾病・事業ごとの部会を設置している。

平成 27 年度からは、医療計画において定める砺波医療圏における病床数の必要量を達成するための方策、その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議するため、「砺波地域医療構想調整会議」を設置している。委員は、保健・医療・福祉関係者、関係医療保険者、関係行政機関職員、地域住民代表など 26 名の委員で構成されている。

また、令和 7 年度には地域医療推進対策協議会と地域医療構想調整会議の合同会議を開催し、新たな地域医療構想の策定に向けて、情報共有と各病院の現状についての報告が行われた。

さらに、災害時における医療については、平時から災害を念頭においた関係機関・団体との連携体制の構築が重要となることから、災害時の医療連携体制について協議・検討するため「砺波地域災害医療連携会議」を開催した。

(1) 砺波地域医療推進対策協議会及び部会の開催

ア 砺波地域医療推進対策協議会（委員 23 名）

砺波地域医療構想調整会議と合同開催

（令和 7 年度）

開 催 日	出席委員数	議 事 内 容
令和 8 年 2 月 17 日	21 名	・新たな地域医療構想について ・医療計画中間評価について ・かかりつけ医機能について ・地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業について ・砺波地域医療構想の必要病床数と病床機能について

イ 砺波地域医療推進対策協議会部会

がん・在宅医療部会、心血管疾患部会

（令和 7 年度）

開 催 日	参加者	内 容
開催なし	—	—

※糖尿病、脳卒中、精神疾患、小児・周産期については、既存の会議を活用している。

(2) 砺波地域医療構想調整会議（委員 26 名）

砺波地域医療推進対策協議会、協議の場と合同開催

（令和 7 年度）

開 催 日	出席委員数	議 事 内 容
令和 8 年 2 月 17 日	23 名	・新たな地域医療構想について ・医療計画中間評価について ・かかりつけ医機能について ・地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業について ・砺波地域医療構想の必要病床数と病床機能について

(3) 砺波地域災害医療連携会議

（令和 7 年度）

開 催 日	出席委員数	内 容
令和 8 年 1 月 15 日	21 名	・第 8 次富山県医療計画（砺波医療圏地域医療計画）について ・「富山県保健医療福祉調整本部」について

(4) 安心な妊娠出産包括支援推進事業

安全・安心な妊娠・出産ができる体制づくりの検討や妊娠期から子育て期への切れ目のない相談体制の充実を図るため、管内の産科医療機関、小児科医療機関及び保健機関がスムーズな連携をとれる関係を目指している。また、健診のみを取り扱う医療機関と分娩を取り扱う医療機関の連携を地域住民へ周知している。

ア 管内産科・小児科連絡会

（令和 7 年度）

開 催 日	参加者	内 容
開催なし	—	—

イ 管内母子保健関係者連絡会

(令和7年度)

開催日	参加者	内容
令和7年12月18日	産科医療機関、助産院、 3市母子保健担当課、 児童相談所等 27名	- 母子保健の現状について - 産後ケア事業について - 砺波圏域の母子保健体制について - 意見交換

(5) 在宅医療体制推進への支援（地域包括ケア推進支援事業）

ア 在宅医療・介護連携推進支援事業

在宅医療・介護連携体制が円滑に構築されるよう、市と市医師会の連携や、市町村区域を超えた連携・調整、医療と介護の連携に必要な体制構築等の支援を行っている。

小矢部支所では、平成22年度から小矢部市内の在宅医療体制の推進を図るため、小矢部市医師会を支援しながら、かかりつけ医のグループ化や24時間対応の訪問看護ステーションへの移行等、多職種の連携強化を図っている。

(令和7年度)

区分	実施内容	回数	参加者
本所	関係者連絡会 ・医療介護連携調整会議ワーキング ・関係機関への事前ヒアリング	18回	113名（延）
	在宅・医療連携に関する研修会 講義「高齢者の口腔管理と健康」 情報提供「砺波厚生センター管内食形態一覧表について」	1回	介護支援専門員、 看護師、管理栄養士等 46名
	在宅医療・保健・福祉地域連携支援研修会 テーマ①情報提供「市立砺波総合病院がん相談支援センターの活動」 ②講義「薬剤師の在宅療養におけるはたらき～がん治療から緩和ケアの共有事例を通して～」 ③意見交換「がん治療を受ける当事者との関わりの中で感じること、課題」	1回	医師、保健師、 看護師、薬剤師、 介護支援専門員、 社会福祉士等 44名
支所	在宅医療連携にかかる支援 ・小矢部市多職種連携検討会・普及啓発検討会	1回	18名
	多職種合同研修会 テーマ①在宅での看取り支援について ②ACPの理解を深めよう ③摂食嚥下障害のある患者への支援	3回	医師、歯科医師、 薬剤師、保健師、 看護師、介護支援 専門員、相談支援 専門員、介護職等 206名

イ 介護予防推進支援事業

管内市が効果的な介護予防事業を確実に推進することができるよう、市事業の平準化や事業効果の検証等の支援を行っている。

(ア) 連絡会

(令和7年度)

開催日	参加人数	内 容
令和7年12月9日	21	・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について ・意見交換

(イ) ヒアリング

(令和7年度)

開催日	参加人数	内 容
令和7年9月8日、 10日	22	対象：管内3市 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

3 献血の推進

(1) 砺波厚生センター献血推進協議会

砺波厚生センター献血推進協議会は、献血思想の普及と献血事業の適正な運営を図るため、設置している。

(令和7年度)

開催日	令和7年10月22日
場 所	ア・ミューホール
人 数	委員25名中16名出席（うち3名代理出席）
議事内容	・献血事業について ・質疑応答

(2) はたちの献血キャンペーン

献血者が不足しがちな冬期においても安全な血液製剤を安定的に確保するため、献血の普及啓発を実施した。

(令和7年度)

実施期間	令和8年1月～2月
内容	・ポスター掲示

4 保健統計調査

保健、医療、福祉等の諸分野における国民のニーズと各種サービスの現状を的確に把握し、厚生行政の進むべき方向を明らかにするための情報を提供することを目的とした、各種保健統計調査を実施している。

種 類		統 計 調 査 名
定例調査	毎年報告	地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例、国民生活基礎調査(14地区)、医療機能情報報告
	毎月報告	人口動態調査、医療施設動態調査、病院報告（患者票）
サイクル調査		社会保障・人口問題基本調査

主な保健統計調査の概要

名 称	調 査 の 概 要	結果の公表	周期	令 5	令 6	令 7
人口動態調査	1年間に発生した人口動態事象 (出生・婚姻・離婚・死亡・死産の5 事象)について調査 ・対象：届出義務者、届出人	国「月報（概数）」 「年報（確定数）」 県「保健統計年報」	毎月	○	○	○
地域保健・健康増 進事業報告	健康診断、母子・歯科・精神・健 康増進、環境衛生、各種相談等実 施状況について調査 ・対象：該当者全数	国「地域保健・健康増 進事業報告」 県「保健統計年報」	毎年	○	○	○
病院報告(患者票)	病院における患者の利用状況及び 従事者の状況を把握する ・対象：病院、療養病床を有する 診療所	国「医療施設動態調 査・病院報告の概 況」 県「保健統計年報」	毎月	○	○	○
医療施設動態調査	医療施設の分布及び整備の実態を 調査 ・対象：病院、診療所全数	国「医療施設動態調 査・病院報告の概 況」 県「保健統計年報」	毎月	○	○	○
国民生活基礎調査 (3年毎大規模調 査)	保健、医療、福祉、年金、所得等 の基礎的事項の調査 ・対象：層化抽出された調査区の 全世帯、世帯員	国「国民生活基礎調査」	毎年	○	○	●
医師・歯科医師・薬 剤師調査	年齢、免許取得、業務の種別、従 事場所等の調査 ・対象：我が国に住所がある医師 ・歯科医師・薬剤師	国「医師・歯科医師・ 薬剤師調査の概 況」 県「保健統計年報」	2年		○	
医療施設静態調査	診療科目、設備、従事者の数及び その勤務の状況、許可病床数、社 会保険診療の状況等の調査 ・対象：調査時点で開設している 医療機関	国「医療施設(静態・ 動態)調査・病院報 告の概況」 県「保健統計年報」	3年	○		
受療行動調査	受療の状況や受けた医療に対する 満足度等を調査 ・対象：層化無作為抽出した一般 病 院を利用する患者	国「受療行動調査の 概要」 県「保健統計年報」	3年	○		
患者調査	病院及び診療所を利用する患者の 傷病状況等の実態を調査 ・対象：層化無作為により抽出し た医療施設における患者	国「患者調査の概況」 県「保健統計年報」	3年	○		
医療機能情報報告	病院、診療所、歯科診療所、薬局、 助産所の医療機能をインターネット 上の「とやま医療情報ガイド」に より公表するための報告	県「とやま医療情報 ガイド」	毎年	○	○	○

(注) ●は大規模調査 ○は調査実施

「政府統計の総合窓口(e-Stat)」(政府統計ポータルサイト)で公表結果を検索できる。

5 情報関連業務

厚生センターでは、ホームページを開設し、広く住民に保健事業の案内や各種健康情報の提供を行い、県民の健康保持増進に寄与するよう努めている。

6 企画調整業務

(1) 市町村保健活動支援

厚生センターは、地域保健法に基づき、市町村が地域の特徴・特性に応じた適切な保健施策を計画的に実施することができるように、市町村を支援するとともに市町村間の連携調整を推進している。

ア 支援会議の開催

市町村へ出向き支援要望を把握する他、会議を開催して市町村保健福祉関係者等と地域の実態について情報交換等を実施し、健康課題や住民ニーズの検討等を行っている。

(令和7年度)

内 容	回数	参加者	参加人数 (延)
管内保健・福祉保健師リーダー等連絡会	4	管内統括保健師等	74

イ 地域保健・福祉関係職員キャリアアップ研修

市町村及び厚生センターの関係職員を対象に地域保健関係職員として必要な能力が修得できるよう、研修会を開催している。

(令和7年度)

対象者	開催日	内 容	参加人数 (延)
初任期 保健師・ 栄養士	令和7年 7月7日	・講義「個別事例支援の意義と支援に活かすアセスメント」 ・グループ演習 ・まとめ	16

ウ 市町村健康づくり推進体制支援事業

市町村の健康づくり計画の策定と推進の支援を行うとともに、圏域における地域の効果的な健康づくり推進体制を検討している。

(令和7年度)

内 容	回数	参加者	参加人数 (延)
市町村ヘルスプラン策定推進連絡会 (他連絡会と同時開催) ・管内の健康づくりの推進について	4	管内市町村健康づくり 担当係長等	74

エ 市町村支援

市町村の求めに応じ、保健事業が効果的に実施できるよう厚生センターとして必要な技術的支援を行うよう努めている。

(令和7年度)

支 援 内 容	回数	参加人数 (延)
健康づくり推進協議会等への出席（砺波市、小矢部市、南砺市） 保健事業推進に関する支援	82	720
その他 ケア会議（精神、母子、難病） 連絡会（難病関係機関、精神保健福祉関係機関、 母子保健関係機関 等） 等	65	478

(2) 健康増進事業サービス評価支援事業

健康増進法に基づき市町村が行う健康増進事業の適正かつ効果的な推進と市町村の自己評価について、広域的、総合的に評価及び支援することを目的に実施している。

ア 保健サービス評価支援

(令和7年度)

開 催 日	参加人数	内 容
令和8年1月28日	20	肝炎ウイルス検診後フォロー体制検討会

イ 管内評価

(令和7年度)

実 施 日	内 容
令和7年5月	地域保健・健康増進事業報告

(3) 特定健康診査・高齢者保健事業等支援事業

医療費適正化の対策として高齢者医療確保法に位置づけられた特定健康診査・特定保健指導等保健事業の円滑な実施や、高齢者の特性を踏まえた保健事業の取組等の推進を図るため、連絡会や研修会等を開催している。

ア 連絡会

(令和7年度)

開 催 日	参加人数	内 容
令和7年12月9日	21	連絡会 ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について ・ 意見交換

イ ヒアリング

(令和7年度)

開催日	参加人数	内 容
令和7年12月8日 令和8年1月29日	17	対象：管内2市 健康課題分析等支援事業における市町村個別相談会

(4) 母子保健情報の整備

的確な地域母子保健体制の確立及び推進を図り、地域の母子保健の向上に資することを目的に、母子保健に関する情報を、収集・解析・還元している。

(5) 保健・医療・福祉サービス調整推進事業

地域住民のニーズに応じた適切なサービスを提供するため、保健・医療・福祉等関係者の連携を図ることにより、地域における総合的・連続的サービスの提供体制づくりを推進している。

ア 事例検討

(令和7年度)

回数	機関・職種	参加人数 (延)	内 容
35	医師、保健師、訪問看護師 ケアマネジャー等	244	精神保健、難病、母子など

イ 関係者打ち合わせ

(令和7年度)

回数	機関・職種	参加人数 (延)	内 容
26	管内保健師・ 地域連携室看護師 等	139	在宅ケア、サービス体制の検討など

(6) 地域健康づくり活動推進事業

管内の3市においては、地域の健康づくりを推進するために、各種の健康づくりボランティアを養成するとともに、市健康づくりボランティア連絡協議会等を組織し、相互交流・連携を図り、自主的、積極的に健康づくり事業を実施している。

厚生センターは、各市の健康づくり担当者及び健康づくりボランティアの資質の向上を図り、活動を強化するため、連絡会や研修会等を開催し、活動の支援を行っている。

ア ヘルスボランティア活動支援

(ア) ヘルスボランティア担当者連絡会

(令和7年度)

開催日	対象者	参加人数	内 容
令和7年 6月23日	管内市健康づくり 担当職員、各市ヘルス ボランティア協議会 (連絡会) 会長	10	・活動状況及び課題について ・管内ヘルスボランティア研修会について

(イ) ヘルスボランティア研修会

(令和7年度)

開催日	対象者	参加人数	内 容
令和7年 10月22日	管内ヘルスボラン ティア、市・厚生セン ター担当者	32	・情報提供「富山県におけるがんの現状とそ の予防について」 ・活動紹介 ・講義・実技指導 「ボランティア活動の質も高まる私自身の健 康づくり」

イ 母子保健推進員活動支援

(7) 母子保健推進員担当者連絡会

(令和7年度)

開催日	対象者	参加人数	内 容
令和7年 6月30日	管内市母子保健推進員担当職員、各市母子保健推進員連絡協議会会長	10	- 母子保健推進員の活動状況・課題について - 管内母子保健推進員研修会について

(イ) 母子保健推進員研修会

(令和7年度)

開催日	対象者	参加人数	内 容
開催なし	—	—	隔年開催予定（次回：令和8年度）

ウ 食生活改善推進員活動支援

厚生センターでは、必要に応じ、各市食生活改善推進（員）協議会の活動や市町村健康づくり栄養教室等の養成講座の技術支援等を行っている。

(7) 食生活改善推進協議会担当者連絡会

(令和7年度)

開催日	対象者	参加人数	内 容
開催なし	—	—	—

(イ) 健康づくり栄養教室等支援状況

(令和7年度)

支援内容	市町村名	支援回数	参加人数	内 容
栄養教室【養成】	小矢部市	4	20	講義「富山県の健康づくり事業について」「食品の衛生管理」、「バランスの取れた食事」、「地区活動について」
研 修 会【育成】	小矢部市	1	42	講義「食品の衛生管理」等

(7) 地域・職域連携推進事業

地域と職域が連携して生涯を通じた健康づくりを支援するため、平成18年度に地域・職域連携推進協議会を設置した。各機関の役割や健康課題を共通理解しながら対策を協議し、課題の解決に向けた対策を実施している。

ア 地域・職域連携推進協議会

(令和7年度)

開催日	出席機関	出席人数	内 容
令和8年 3月9日	商工会議所、商工会、各医師会、砺波労働基準監督署、砺波労働基準協会、砺波地域産業保健センター、管内健康保険組合、管内市保健事業主管課・国保事業主管課、厚生センター	21	- 事例紹介 - 報告「砺波圏域の現状と課題」 - 協議「職域における保健事業を推進するための取組み」

対 象	事業所数	内 容
開催なし	—	令和8年度実施予定

開 催 日	対象者及び参加人数	内 容
令和7年6月5日	安全管理者等 203名	令和7年度全国安全週間説明会 ・リーフレット等の配布
令和7年9月4日	労働安全委員等 190名	令和7年度全国労働衛生週間説明会 ・健康教育「働き盛り世代の健康づくり」 ・リーフレット等の配布
令和7年7月14日 令和8年1月21日 令和8年3月12日	事業所従業員等 62名	健康教育 「熱中症予防と食習慣の見直しについて」 「働き世代のための野菜アップ×減塩」 実践メソッド「感染対策」

(8) 看護職員資質向上実務研修

小規模施設における看護職員の専門性の向上及び医療安全等の今日的課題に対応ができるよう、各施設の看護管理者等を対象に連絡会や研修を実施し、看護管理者に必要な知識・技術・能力等の習得を目指している。また、実務経験おおむね5年以上の看護職員を対象に研修会を実施し、看護職員の資質向上を図っている。

テーマ	開催日	参加人数	対象施設	内 容
感染防止対策	令和7年 11月10日	40	民間病院、診療所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の看護・介護職員	情報提供「医療安全と立入検査」 講義「医療安全管理体制の整備～感染管理～」 演習「感染防止対策におけるKYT（危険予知トレーニング）～嘔吐物処理を通して～」

7 栄養改善

厚生センターでは、健康づくり及び栄養・食生活の改善の取組の拠点として、地域での栄養改善活動が円滑に推進されるように市町村及び管内に勤務している栄養士、在宅栄養士等に対する研修会や連絡会を開催している。

(1) 栄養指導状況

住民の健康保持増進のために各種健診や事業を通じて栄養改善指導を推進している。

区分		乳幼児	20歳未満	20歳以上	精神・難病	計
個別	人数	—	—	2	—	2
集団	回数	—	—	6	—	6
	人数	—	—	31	—	31

(2) 栄養改善業務広域検討・連絡会議および管内栄養改善連絡会議

厚生センターと市町村の連携を強化し、地域における栄養改善活動を円滑に実施するために、検討・連絡会を開催している。（一部、高岡厚生センターと合同で開催）

ア 栄養改善業務広域検討・連絡会議（高岡厚生センターと合同で開催）（令和7年度）

開催日	参加人数	内 容
令和8年1月14日	17	・実践報告「青年期における生活習慣病発症予防の普及啓発」 「やっぱりしっかり朝ごはんの取組」 ・情報提供「大規模災害における栄養・食生活支援活動に係る準備状況調査の結果について」 ・意見交換

イ 管内栄養改善連絡会（令和7年度）

開催日	参加人数	内 容
令和7年7月14日	10	・令和7年度健康づくり等栄養関係事業について ・栄養改善業務事例紹介 ・情報提供「令和6年富山県民栄養調査（速報値）について」 ・意見交換

(3) 職域管理栄養士等研修会

地域や特定給食施設等様々な職域で栄養改善活動を展開している栄養士が、それぞれの分野で地域の特性を生かした栄養改善業務をより推進するために研修会を実施している。

（令和7年度）

開催日	参加人数	内 容
令和8年1月7日	34	講義「震災での対応とこれからの課題」 情報提供「施設内の危機管理体制の整備について」 意見交換「施設内の危機管理体制の整備における課題」

(4) シニアの食生活支援推進事業

地域の課題やニーズを把握するとともに、関係者が連携して地域の実情に応じた高齢者の栄養・食生活支援を推進する

（令和7年度）

開催日	出席機関	出席人数	内 容
令和8年3月13日	介護支援専門員、看護師、管理栄養士等	46	関係者研修会（連絡会） ・講義「高齢者の口腔管理と健康」 ・情報提供「砺波厚生センター管内食形態一覧表について」

(5) 食育推進体制強化事業

食に関わる関係者、機関、団体等が共通理解と連携のもとに、地域において個人を支援する食育推進体制の整備・強化充実を図り、食育を通じた県民の健康づくりを推進する。

ア 食育指導関連教材の貸出

(令和7年度)

教材名	回数(延)	貸出先
フードモデル、タペストリー 等	15	管内企業、保健センター、学校等

イ 食育活動推進研修会

(令和7年度)

開催日	対象者	参加人数	内 容
令和8年 3月4日	管内市保育所・学校・ ボランティア等の食 育事業担当者 等	41	・講演 「食べるをもっと楽しむヒント～心を満たす食育 暮らしを彩る～」 ・情報提供 「富山県における食品ロス削減の推進について」

ウ 市等に対する支援

(令和7年度)

市町村名	内 容
砺波市	砺波市食育推進会議 1回
小矢部市	小矢部市食育推進会議 1回
南砺市	南砺市食育会議 1回

(7) 国（県）民健康・栄養調査・歯科疾患実態調査

健康増進法に基づき、国（県）民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施している。

該当地区なし

8 調査研究事業

健康は地域住民の生活環境や生活意識と深く関わっていることから、厚生センターでは社会や地域住民のニーズの変化、今後、取組むべき事業やその推進方策などに関する調査研究事業を実施している。

(令和7年度)

テーマ	管内におけるひきこもり支援体制の推進
目的	管内におけるひきこもり支援は、医療・保健・福祉等各機関がそれぞれ個別に取り組んでいる状況にあり、機関間の連携が十分に図れているとは言い難い。 そのため、砺波圏域において、ひきこもり支援機関同士が顔の見える関係を構築し、地域全体でひきこもり当事者及び家族を支援する体制を整備することを目的として本事業を実施した。
内容	1 ひきこもり支援機関へのヒアリング (1) 目的 地域の社会資源を把握し、地域の強みや課題を明らかにする。 (2) 実施機関 管内3市社会福祉協議会、相談支援事業所、基幹相談支援センター 2 砺波圏域ひきこもり支援関係者連絡会 (1) 目的 関係機関が連携してひきこもり支援を推進するため、地域資源の見える化や各市の取組状況を共有する。 (2) 対象 管内3市精神保健福祉事業担当課（福祉課、地域包括支援センター、保健センター）、社会福祉協議会 (3) 実施内容 報告や取組み紹介、意見交換 3 研修会（ひきこもり家族相談会と共催） (1) 目的 ひきこもりに関する理解を深めるとともに、関係機関の取組みについて理解する。 (2) 対象 ひきこもり支援機関 (3) 実施内容 当事者の体験発表、民間支援機関の取組み紹介「みやの森カフェ」

9 学生実習指導

看護学生・保健師学生・管理栄養士学生・医学生等の実習を受け入れ、地域の保健活動の中で厚生センターの果たしている役割、公衆衛生活動の実際について学ぶ機会を提供している。

(令和7年度)

区 分	期 間	実人数	
		本所	支所
富山大学医学部看護学科 地域看護学実習	事前 令和7年2月14日 令和7年4月22日～7月25日 (1クール4日間)	18	9
富山県立大学看護学部 地域看護学実習	令和7年6月2日～6月13日 (1クール4日間)	10	-
富山県立大学看護学専攻科 公衆衛生看護管理実習	事前 令和7年7月10日 令和7年9月22日、10月6日、 10月9日、10月10日、10月17日 10月20日～23日	2	-
金沢学院大学 栄養学科	事前 令和7年7月23日 8月20日～22日	6	-

10 卒後医師臨床研修

平成16年度から、診療に従事しようとする医師は、医師免許を取得した後に2年間の臨床研修を受けることとされ、砺波厚生センターにおいても地域医療研修を実施している。

(令和7年度)

区 分	期 間	実人数	
		本所	支所
南砺市民病院	令和7年 7月10日 (1日間)	1	-
	令和7年 9月25日 (1日間)	2	-
	令和7年12月11日 (1日間)	2	-
	令和8年 1月22日 (1日間)	1	-

11 受動喫煙防止対策

多数の者が利用する施設での望まない受動喫煙を防止するために、平成 30 年 7 月 25 日に健康増進法の一部が改正され、令和 2 年 4 月 1 日から全面施行された。

砺波厚生センターでは、各種講習会や研修会などにおいてパンフレット等を配布し、受動喫煙防止対策の周知・啓発を行った。

また、一定の条件を満たす小規模飲食店では、令和 2 年 4 月 1 日以降も屋内の全部又は一部を飲食可の喫煙可能室とすることが例外的に認められていることから、厚生センターでは喫煙可能室設置施設届出を受け付けている。

喫煙可能室設置施設届出受付件数

区分	令和 6 年度	令和 7 年度
本所	—	—
支所	—	—

第2 保 健 予 防

1 感染症対策

(1) 感染症予防対策事業

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づき、平常時から感染症対策の体制整備に努めるとともに、感染症患者発生時は必要な防疫措置を講じ、感染症のまん延を防止している。感染症の届出基準は適宜見直しが行われており、平成 30 年 1 月から風しんについては診断後直ちに届出とされ、百日咳については定点報告から全数報告に変更された。

また、令和 2 年 2 月から新型コロナウイルス感染症が指定感染症（令和 3 年 2 月から「新型インフルエンザ等感染症」に変更）として全数報告の対象となっていたが、令和 4 年 9 月 26 日より、With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しが行われた。その後、令和 5 年 5 月 8 日より、五類感染症に移行された。

ア 感染症発生動向調査事業

感染症のまん延を防止することを目的に、感染症の発生情報の把握と、その結果の迅速な提供・公開を行っている。一類感染症 7 疾患、二類感染症 7 疾患、三類感染症 5 疾患、四類感染症 44 疾患、五類感染症（全数把握対象 25 疾患、定点把握対象 25 疾患）及び疑似症を対象とし、感染症サーベイランスシステム（NESID）により行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生情報については、令和 2 年 5 月「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」の運用が開始となり、情報共有・把握の迅速化を図っていた。その後、令和 5 年 5 月 8 日より、五類感染症となり定点報告となった。

令和 7 年 4 月 7 日からは、急性呼吸器感染症が五類感染症に追加され、指定医療機関の管理者による検体等の提出（病原体定点）の対象になっている。

また、基幹定点把握疾患であった薬剤耐性緑膿菌感染症については、令和 8 年 4 月 6 日から全数把握疾患となり、名称が「多剤耐性緑膿菌感染症」に変更となった。

(ア) 全数把握対象感染症発生状況

感染症類型	感染症名	報告数(年次)	
		6 年	7 年
二類	結核	12	13
三類	腸管出血性大腸菌感染症	4	3
四類	レジオネラ症	5	3
五類	急性脳炎	1	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	－
	後天性免疫不全症候群 (HIV 感染症を含む)	2	－
	ジアルジア症	－	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	3
	侵襲性肺炎球菌感染症	1	4
	梅毒	9	4
	百日咳	1	45
	風しん	－	1

(イ) 五類感染症（週報による定点把握対象）の発生状況

○患者定点数（週報）（医療機関の数）

（令和7年度）

患 者 定 点	管 内	県 内
インフルエンザ／ COVID-19 定点	3	19
小 児 科 定 点	4	29
眼 科 定 点	1	7
基 幹 定 点	1	5

○発 生 状 況（週報）（人数）

患 者 定 点	感 染 症 の 名 称	6 年（年次）		7 年（年次）	
		管 内	県 内	管 内	県 内
急性呼吸器 感染症（ARI） 定点	急性呼吸器感染症＊1			11,151	131,537
	インフルエンザ	1,852	15,311	2,577	20,928
	C O V I D - 1	2,356	13,949	1,543	7,786
小児科定点 （10疾患） ※H30 から 10疾患	R S ウ イ ル ス 感 染 症	72	1,371	61	1,016
	咽 頭 結 膜 熱	40	1,945	7	629
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	357	6,016	271	5,249
	感 染 性 胃 腸 炎	756	9,122	645	10,227
	水 痘	17	267	26	581
	手 足 口 病	680	9,470	17	159
	伝 染 性 紅 斑	4	73	165	2,712
	突 発 性 発 し ん	39	363	38	403
	ヘルパンギナ	95	603	62	670
	流行性耳下腺炎	3	36	10	69
眼科定点 （2疾患）	急性出血性結膜炎	3	4	95	100
	流行性角結膜炎	5	94	26	93
基幹定点 （5疾患）	細菌性髄膜炎	－	1	1	3
	無菌性髄膜炎	3	4	1	2
	マイコプラズマ肺炎	43	189	43	144
	クラミジア肺炎（オウム病を除く）	－	－	－	－
	感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスによるものに限る）	－	3	1	6
入院サーベイランス	インフルエンザ入院患者	*2 10	*2 77	*3 25	*3 166
	C O V I D - 1 9 入 院 患 者	270	1,569	157	853

＊1 令和7年第15週（4月7日～）より開始

＊2 令和6年第36週（9月2日～）からの集計

＊3 令和7年第36週（9月1日～）からの集計

(ウ) 五類感染症（月報による定点把握対象）の発生状況

○患者定点数（月報）（医療機関の数）

（令和7年度）

患 者 定 点	管 内	県 内
性 感 染 症 定 点	1	10
基 幹 定 点	1	5

○発 生 状 況（月報）（人数）

患者定点	感 染 症 の 名 称	6 年（年次）		7 年（年次）	
		管 内	県 内	管 内	県 内
性感染症定点 （4疾患）	性 器 ク ラ ミ ジ ア 感 染 症	-	128	-	100
	性 器 ヘ ル ペ ス 感 染 症	1	83	-	75
	尖 圭 コ ン ジ ロ ー マ	5	35	5	28
	淋 菌 感 染 症	-	23	-	16
基幹定点 （2疾患）	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	16	157	17	123
	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	-	23	-	2
	薬剤耐性緑膿菌感染症*1	-	-		

*1 令和8年4月5日まで

(エ) 病原体定点の検査状況

（令和7年度）

病 原 体 定 点	定 点 数	検 査 件 数	対 象 疾 患 ・ 病 原 体
小 児 科 病 原 体 定 点	1	-	-
基 幹 病 原 体 定 点	1	-	-
急性呼吸器感染症病原体定点	1	244	12

イ 感染症流行予測調査事業

集団免疫の状況や病原体の検索等の調査を通して、予防接種の効果的な運用及び疾病の流行を予測するために実施している。

（令和7年度）

調査内容	対象疾患名 (検体)	検体採取 場所	実施 期間	実施者数			結果（抗体価の測定は抗体を有した人数）		
				計	年齢区分	人数			
抗体価の測定	ポリオ (血液)	医療機関 (20～24歳については厚生センター)	R7 7月 ～ 9月	25	0～14歳	21	1型	2型	3型
					20～24歳		21	21	20
					60歳以上		4	4	4
	新型コロナウイルス (血液)			25	0～14歳	21	16		
					20～24歳		3		
					60歳以上		4		
	日本脳炎 (血液)			25	0～14歳	21	16		
					20～24歳		2		
					60歳以上		4		
	百日咳 (血液)			25	0～14歳	21	百日咳菌毒素		繊維状赤血球凝集素
					20～24歳		9	16	
					60歳以上		1	1	
	ジフテリア (血液)			25	0～14歳	21	16		
					20～24歳		0		
					60歳以上		4		
破傷風 (血液)	25	0～14歳	21	ELISA法		間接凝集反応			
		20～24歳		11	13				
		60歳以上		0	0				

ウ 感染症(結核を除く)発生に伴う防疫措置

(令和7年度)

感染症の名称	患者数 (疑似症含む)	就業制限 通知件数	応急入院 勧告件数	入院勧告 件数	解除結果 通知件数	健康診断 勧告件数	消毒命令 件数
腸管出血性大腸菌 感染症	3	3	-	-	1	3	2

エ 予防接種事業

厚生センターは、市が実施する定期予防接種の指示をする他、必要時相談対応を行っている。

オ 地域医療における感染防止対策連携会議への参加

管内公的病院の院内感染対策関係者間の院内感染防止対策の情報共有を目的に、平成24年5月から年4回の連携会議が行われており、厚生センターも参加し情報提供を行っている。

(令和7年度)

開催日	参加者数	内 容
令和7年5月29日	55	・ 麻しんでの国内外での報告増加に伴う注意喚起について ・ 急性出血性結膜炎に関する注意喚起について ・ 急性呼吸器感染症 (ARI) サーベイランスについて ・ 百日咳の届出数の増加に伴う注意喚起について
令和7年8月27日	39	・ 水痘に関する注意喚起について ・ 重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) 患者の発生について ・ 侵襲性細菌感染症にかかる研究について ・ ヒアリに刺された場合の医療的注意事項について 伏木富山港 (新港地区) 国際物流ターミナルにおけるヒアリの確認について
令和7年11月27日	43	・ 富山県内の野生イノシシにおける重症熱性血小板減少症候群ウイルスの抗体保有状況調査の結果について ・ 感染症法に基づく医師の届出に対する周知について ・ 感染症法の届出の基準等 (一部改正) について ・ WHOによる風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨等について
令和8年2月25日	44	・ エムボックスに関する情報提供及び協力依頼について ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について (一部改正) ・ 急性弛緩性麻痺 (AFP) の情報提供について ・ 令和8年度以降制度改正を踏まえた「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正等について

カ 感染対策支援専門家派遣事業

感染症の感染予防や感染拡大防止を図ることを目的として、社会福祉施設を対象に、感染管理認定看護師等の専門家によるラウンド・助言等を実施した。

(令和7年度)

区分	開催施設数	内 容
本所	2	感染予防策の巡回相談・実地指導
支所	1	施設内の環境管理や感染対策の助言

(2) 結核予防対策事業

平成 19 年 4 月から結核予防法を統合した改正感染症法の下で新たに結核対策が始まった。

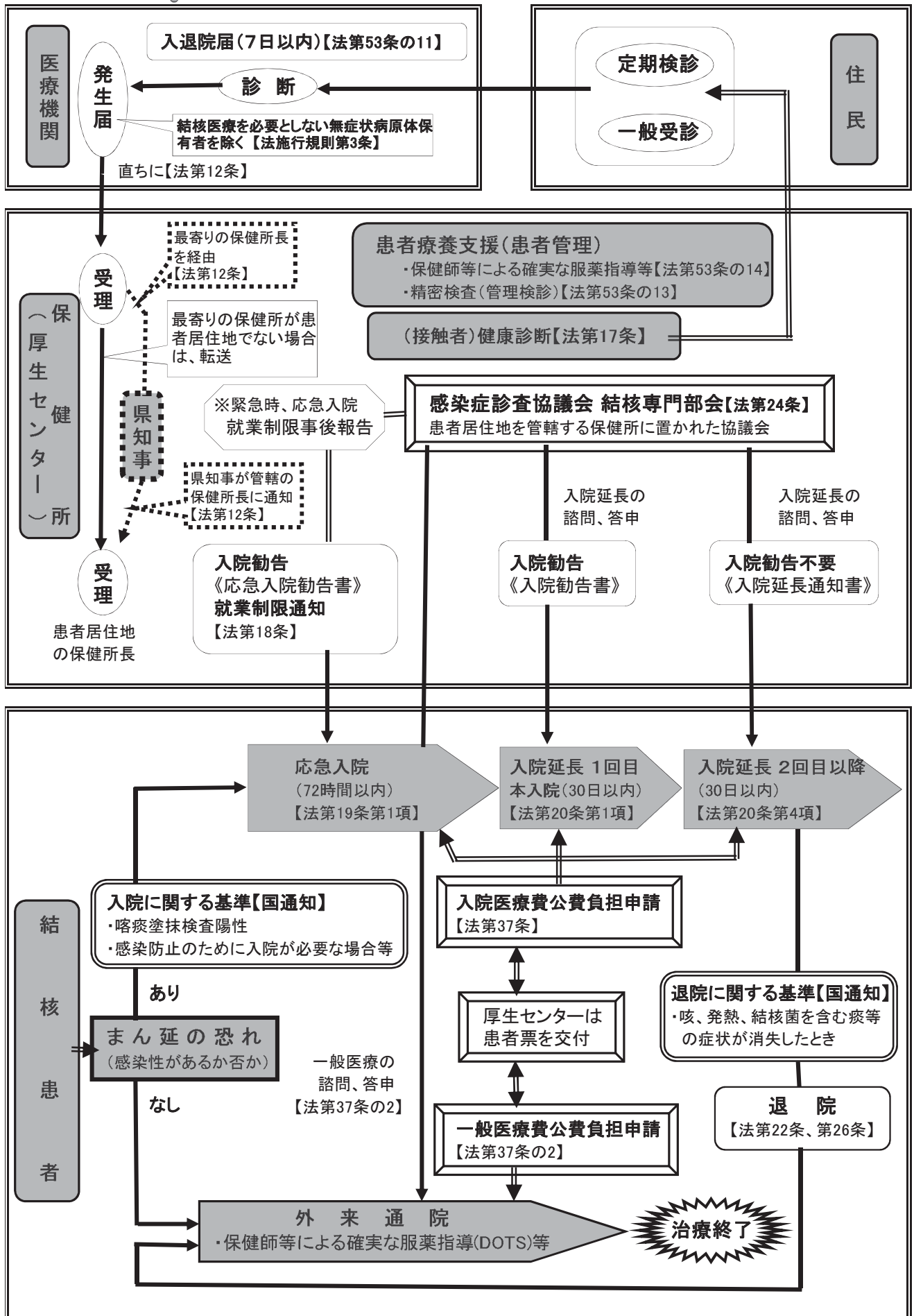
結核は、結核予防法制定以来の総合的な対策により患者数は著しく減少した。ここ数年の罹患率は徐々に減少しているが、令和 6 年には全国で 10,051 人の新規患者が発生し、全国における罹患率は 8.1 人と、結核低まん延の水準である罹患率 10.0 以下の状態は令和 3 年以降継続している。

最近の結核の特徴としては、就労者の受診の遅れによる病状の重症化、高齢者の発症割合の高さ、耐性菌の出現、地域や集団による偏在、大都市部における H I V 感染の合併症及び高まん延国からの若年層移住者の発病等が問題となっている。管内においては、令和 7 年次の新規登録者数が 12 件で罹患率は 5.1 (令和 7 年 10 月 1 日時点管内人口 116,899 人) であり、令和 7 年次管内の特徴として、新登録中外国出生者割合が 58.3% と高く、若年が多いことに注意すべき状況にある。

< 結核予防対策 >

事業	対象	実施主体	事業内容	
啓発普及	全住民	厚生センター 市町村	衛生教育、パンフレット、ポスター等による結核予防知識の啓発普及	
予防接種	乳児	市町村長	直接BCG接種	生後1歳に達するまで
定期検診	学校、病院、診療所、介護老人保健施設及び社会福祉施設等において業務に従事する者	各学校、医療機関及び施設の長	毎年度	【厚生センターの業務】 検診実績の取りまとめを行い、受診率向上に向けて指導
	大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び専門学校等の学生又は生徒	学校長	入学した年度	
	社会福祉施設等の入所者	施設長	65歳以上毎年度	
	住 民（自営業、主婦等）	市町村長	65歳以上毎年度 （市町村長の判断で対象及び回数を定めることが可能）	
健康診断 （接触者健診）	結核患者（確定例）の家族及び濃厚接触者等	厚生センター	感染可能性の高い者に対し、感染や発症の有無を検査し、経過観察を実施	
患者管理	結核患者 結核回復者	厚生センター	患者登録、患者家庭訪問指導、精密検査の実施	
結核医療	結核患者（確定例） （1）入院患者（感染性あり） （2）通院患者（感染性なし） 潜在性結核感染症（感染性なし）・・・通院医療 ①無症状病原体保有者かつ ②結核医療が必要	厚生センター	結核患者 （1）感染性のある患者に対する入院勧告（措置）や就業制限の通知 （2）感染性はないが結核医療の必要のある患者に対する通院医療費公費負担申請の受理 潜在性結核感染症として治療の対象となる者に対する通院医療費公費負担申請の受理	
	感染症診査協議会結核専門部会への諮問による行政措置の透明化と人権への配慮			

感染症法における結核対策の体系図



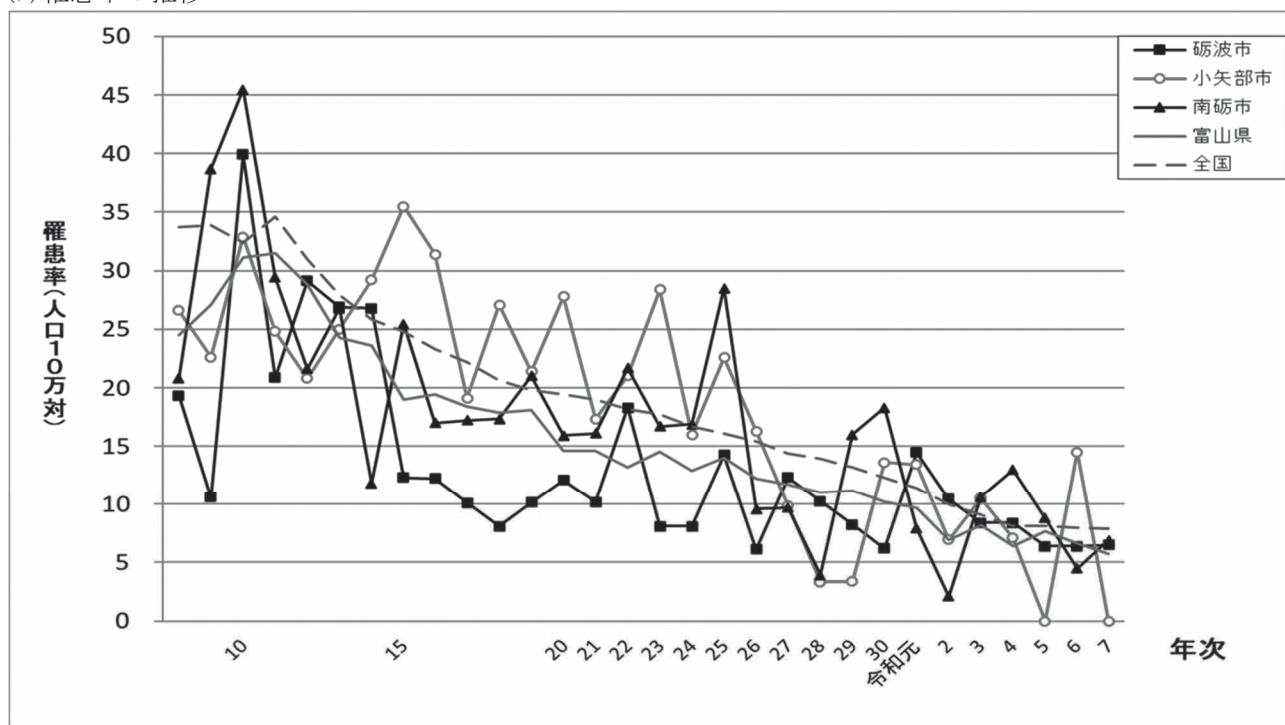
ア 結核患者登録状況

区分		年次	年 末 登録者数	新登録	転入	登録削除数					(別掲) 登録の撤回
						総数	死亡	観察不要	転出	その他	
本所	砺波市	6	10	6(2)	－	3	1	2	0	－	－
		7	8	8(7)	－	9	1	3	5	－	－
	南砺市	6	8	3(0)	－	5	2	1	2	－	－
		7	7	4(0)	－	6	0	5	1	－	－
支所	小矢部市	6	4	4(0)	－	4	2	2	－	－	－
		7	2	－	－	－	－	－	－	－	－

(注) 登録者には潜在性結核感染症患者を含む。() は外国人再掲

イ 結核の罹患率・死亡率

(ア) 罹患率の推移



(イ) 罹患率及び死亡率

年次	罹患率 (人口10万対)					死亡率 (人口10万対)				
	全国	県	本 所		支所	全国	県	本 所		支所
			砺波市	南砺市				砺波市	南砺市	
24	16.7	12.9	8.1	16.8	16.0	1.7	1.6	0.0	1.9	3.2
25	16.1	14.1	14.2	28.5	22.6	1.7	1.5	0.0	0.0	3.2
26	15.4	12.2	6.1	2.0	16.0	1.7	1.5	0.0	1.0	0.0
27	14.4	11.7	12.3	9.7	9.9	1.6	1.4	4.1	0.0	0.0
28	13.9	11.0	10.2	3.9	3.3	1.5	1.6	0.0	0.0	0.0
29	13.3	11.2	8.2	16.0	3.4	1.9	1.1	2.1	2.0	3.4
30	12.3	10.2	6.2	18.3	13.6	1.8	1.5	6.2	4.1	0.0
元	11.5	9.7	14.5	7.9	13.4	1.7	1.7	6.2	4.0	0.0
2	10.1	6.9	10.5	2.1	6.9	1.5	1.8	0.0	0.0	3.5
3	9.2	8.2	8.4	10.6	14.0	1.5	2.0	2.1	2.1	7.0
4	8.2	6.4	8.4	13.0	7.1	0.8	2.3	0.0	2.2	0.0
5	8.1	7.6	6.4	8.8	0.0	0.8	0.8	4.2	6.6	0.0
6	8.1	6.6	6.4	4.5	14.5	0.7	0.5	2.1	4.5	0.0
7	8.0	5.8	6.5	6.9	0.0	0.7	0.9	2.2	0.0	0.0

(注) 全国及び県の死亡率及び罹患率は、令和7年10月1日時点の概数。

ウ 活動性分類別、年齢階級別登録者

(ア)新登録者数

(令和7年次)

年 齢 階 級			活 動 性 結 核								(別掲) 潜在性結 核感染症	
			総 数	肺 結 核 活 動 性						肺外結核 活動性	治 療 中	
				総 数	咳 痰 塗 抹 陽 性			結核菌陽性 その他の もの	菌陰性・ その他			
					総 数	初回 治療	再 治療					
本 所	砺波市	0～ 4	－	－	－	－	－	－	－	－	1	
		5～ 9	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		10～14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		15～19	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		20～29	1	1	1	1	－	－	－	－	2	
		30～39	1	1	1	1	－	－	－	－	1	
		40～49	－	－	－	－	－	－	－	－	1	
		50～59	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		60～69	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		70～	1	1	1	1	－	－	－	－	－	
		計	3	3	3	3	－	－	－	－	5	
	南砺市	0～ 4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		5～ 9	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		10～14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		15～19	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		20～29	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		30～39	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		40～49	1	1	－	－	－	－	1	－	－	
		50～59	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		60～69	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		70～	2	2	2	2	－	－	－	－	1	
		計	3	3	2	2	－	－	1	－	1	
支 所	小矢部市	0～ 4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		5～ 9	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		10～14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		15～19	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		20～29	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		30～39	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		40～49	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		50～59	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		60～69	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		70～	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	

(イ) 年末登録者数

(令和7年)

年 齡 階 級			登 録 者 総 数	活 動 性 結 核								不 活 動 性 結 核	活 動 性 不 明	(別掲) 潜在性結 核感染症	
				総 数	肺 結 核 活 動 性						肺 外 結 核 活 動 性			治 療 中	観 察 中
					総 数	登 録 時			登 録 時 結 核 菌 陽 性 他 性	登 録 時 結 核 菌 陰 性 ・ そ の 他 性					
						総 数	初 回 治 療	再 治 療							
本 所	砺波市	0～ 4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		5～ 9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		10～14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		15～19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		20～29	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
		30～39	2	1	1	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-
		40～49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
		50～59	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
		60～69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		70～	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
		計	5	1	1	1	1	-	-	-	-	4	-	1	2
	南砺市	0～ 4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		5～ 9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		10～14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		15～19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		20～29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		30～39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		40～49	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
		50～59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		60～69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		70～	5	1	1	-	-	-	1	-	-	4	-	-	1
		計	6	1	2	-	-	-	2	-	-	4	-	-	1
支 所	小矢部市	0～ 4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		5～ 9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		10～14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		15～19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		20～29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		30～39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		40～49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		50～59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		60～69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		70～	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
		計	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-

エ 感染症診査協議会(結核専門部会)の診査(報告)件数

感染症診査協議会(結核専門部会)により、入院勧告、結核医療費公費負担申請等の適否を診査している。

結核専門部会は、知事から任命された専門委員6名により構成され、月2回開催している。

	開催回数	診査・報告件数(延)				
		就業制限 (18条)	応急入院の 報告 (19条7項)	入院勧告 (20条1項)	入院期間延長 (20条4項)	通院公費負担 (37条の2)
令和6年度	14	4	5	5	2	14
令和7年度	15	3	3	3	9	14

オ 結核登録票患者の精密検査

治療終了後の再発防止及び治療中断者の病状把握等を目的に実施している。

区 分	年 度	対象者数 (延数)	受診者数 (延数)	受診率 (%)	受 診 区 分			検 診 結 果		
					厚 生 センター	医療機関 受 診	その他	要医療	要観察	観察不要
本 所	6	21	21	100.0	-	16	5	-	18	3
	7	22	22	100.0	-	16	6	-	16	6
支 所	6	4	4	100.0	-	4	-	-	1	3
	7	3	3	100.0	-	3	-	-	2	1

カ 接触者健康診断

接触者健康診断は、新登録患者が感染源となりうる期間内に接触した方だけではなく、感染源対策の観点から関係者への質問や調査に基づく積極的疫学調査を組み合わせ実施している。

区分	年 度	対象者数 (延数)		受診者数 (延数)	受診率 (%)	受 診 区 分			健 診 結 果			
						厚 生 センター	医療機関 受 診	その他	要医療	要観察	異常なし	潜在性結核感染症
本 所	6	家族健診	7	7	100.0	6	1	-	-	-	7	-
		その他の健診	34	32	94.1	24	8	-	1	-	30	1
	7	家族健診	17	17	100.0	12	5	-	-	-	16	1
		その他の健診	49	49	100.0	40	9	-	-	-	44	5
支 所	6	家族健診	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他の健診	4	4	100.0	4	-	-	-	-	4	-
	7	家族健診	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他の健診	3	3	100.0	-	3	-	-	-	3	-

キ 結核定期健康診断

実施者は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、対象者に対して定期健康診断を実施している。

厚生センターは実施者から年度毎の実施状況について通報又は報告を受けている。

結核定期健康診断実施状況

(令和7年度)

区分	分類		対象者数 (A)	受診者数 (B)	受診率 (%) (B/A×100)	発見結核患者数
	実施者	対象者				
本所	市町村長	65歳以上の住民	22,882	11,462	50.1	0.0
	事業者	従事者	4,940	4,798	97.1	0.0
	施設長	収容者	676	669	99.0	0.0
	学校長	学生	528	526	99.6	0.0
支所	市町村長	65歳以上の住民	8,172	2,625	32.1	0.0
	事業者	従事者	1,573	1,533	97.5	0.0
	施設長	収容者	408	402	98.5	0.0
	学校長	学生	223	222	99.6	0.0
計	市町村長	65歳以上の住民	31,054	14,087	45.4	0.0
	事業者	従事者	6,513	6,331	97.2	0.0
	施設長	収容者	1,084	1,071	98.8	0.0
	学校長	学生	751	748	99.6	0.0

ク 結核対策特別促進事業

結核に対する知識の普及啓発や、技術者の研修、充実した検診など重点的な対策を講ずる。

令和7年度は県が主催し、実施された。

結核予防医師研修会等

開催月日	会場	参加人数	-
—	—	—	—

ケ 結核コホート検討会

(令和7年度)

開催月日	会場	参加人数	内容
令和8年2月12日 (木)	砺波厚生センター	23	令和6年次(R6.1.1~R6.12.31)の新規登録者13名について検討

コ 結核患者保健指導

届出を受けた結核患者に対して速やかに家庭訪問を行い、患者や家族の不安の解消に努め、結核に関する十分な理解が得られるように、保健指導等定期的な支援を行っている。

また、医療機関との合同DOTSカンファレンス等を開催し、患者への治療開始から終了までの服薬支援の徹底を図っている。

(ア) 家庭訪問等実施状況

(令和7年度)

区分	家庭訪問		相 談	
			電話	来所
	実人数	延人数	延人数	延人数
本所	16	99	442	22
支所	1	2	11	0

(イ) DOTS実施状況

(令和7年度)

区分	地域DOTS					
	A：外来DOTS		B：訪問DOTS		C：連絡確認DOTS	
	対象者	実施者数 (延)	対象者	実施者数 (延)	対象者	実施者数 (延)
本所	0	0	0	0	14	83
支所	0	0	0	0	1	2

(ウ) DOTSカンファレンス実施状況

(令和7年度)

区分	入院時	退院時
本所	2	3
支所	0	0

(エ) 合同DOTSカンファレンス実施状況

(令和7年度)

開催回数	会場	参加人数 (全体)	内容
令和7年12月15日	市立砺波総合病院	17	・治療中患者の事例検討 ・直近治療終了者について報告

(3) エイズ・性感染症対策

感染を早期発見し、適切な治療につなげるため、また感染防止を図るため、平成4年度からエイズ（HIV感染症）や性感染症の相談・検査を行っている。性感染症については、近年の全国的な梅毒報告数増加をうけ、平成30年4月に梅毒の血液検査が追加された。また、同時期にクラミジア検査を血液抗体検査から尿のPCR検査に変更している。令和2年4月以降、支所の検査受付を廃止し、本所に集約するとともに、HIV検査は結果通知が1週間後である通常検査に加え、毎週、迅速検査も行なうこととした。

なお、令和3年度、4年度は新型コロナウイルス感染症まん延のため、令和3年9月の1カ月間と令和4年1月末～9月末までの8カ月間は、検査受付を休止している。

相談・検査の他に、エイズの正しい知識の普及啓発のため、中高生等を対象としたエイズ予防教育や6月にHIV検査普及週間及び「12月1日の世界エイズデー」を中心としてエイズ予防キャンペーンを毎年実施している。

ア エイズ相談・検査状況

区分	年度	電話相談	来所相談 (結果告知含む)	HIV 迅速検査件数
本 所	5	12	123	61
	6	10	102	51
	7	50	69	35
支 所	5	14	0	
	6	10	0	
	7	20	0	

イ 性感染症相談・検査状況

区分	年度	電話相談	来所相談 (結果告知含む)	クラミジア検査	梅毒検査
本 所	5	1	97	49	50
	6	9	93	43	45
	7	59	70	34	33
支 所	5	14	0		
	6	10	0		
	7	16	1		

ウ エイズ予防教育

(令和7年度)

区分	対象	講 師	回 数	人 数
本所	—	—	—	—
支所	—	—	—	—

エ 普及啓発

(令和7年度)

事業内容	対象者	実施時期	実施場所	内容
パンフレット配布	来所者	6月1日(日)～6月7日(土)	砺波厚生センター本所	窓口にはパンフレット設置
パンフレット・啓発グッズ配布、ポスター掲示	店舗利用者、厚生センター来所者	11月下旬～12月中旬	砺波厚生センター本所及び支所、本所管内コンビニ、図書館、ピアゴ小矢部店	パンフレット及び啓発グッズ配布、ポスター掲示

事業内容	対象者	実施時期	実施場所	内容
夜間迅速検査	事前予約者 (予約がないため実施せず)	令和7年12月1日(月)	砺波厚生センター本所	HIV迅速検査
パンフレット配布 (二十歳のつどい)	小矢部市 「二十歳のつどい」来場者	令和8年1月3日(土)	クロスランドおやべ	来場者に啓発 パンフレット配布

(4) ウイルス性肝炎対策

広く県民が相談・検査を受けることができる体制を整備することにより、B型及びC型肝炎の早期発見・早期治療を図ることを目的として平成19年4月から厚生センターでのウイルス性肝炎の相談検査事業を開始している。また、平成22年7月からは委託医療機関においても無料で検査を受けられるようになった。

区分	年度	厚生センターの相談・検査状況 (※)				委託医療機関の検査状況		
		電話相談 件数	面談相談 件数 (検査結果 告知含む)	B型肝炎 検査	C型肝炎 検査	B型及びC型 肝炎検査	B型肝炎 検査のみ	C型肝炎 検査のみ
総数	5	4	99	49	48	18	－	1
	6	8	87	44	42	18	－	1
	7	42	70	35	35	10	－	－
本所	5	4	99	49	48	7	－	1
	6	8	87	44	42	13	－	－
	7	42	70	35	35	7	－	－
支所	5	－	－			11	－	－
	6	－	－			5	－	1
	7	－	－			3	－	－

(5) 風しん抗体検査事業

平成24年から平成25年の全国的な風しんの大流行を機に、先天性風しん症候群の発生予防と風しんのまん延防止を目的として、平成26年6月2日から風しん抗体検査事業を開始した。要件を満たす対象者は、県内委託医療機関において無料で抗体検査を受けることができる。

委託医療機関検査実施状況

区分	年度	受検者数
本所	6	42
	7	34
支所	6	9
	7	4

2 成人老人保健対策

(1) 地域リハビリテーション活動推進事業

障害を持つ人に対して、保健・医療・福祉の関係者がより有効な地域リハビリテーションとしての取り組みを実践することを目的に実施している。

ア 在宅訪問指導 (令和7年度)

区分	実人数	延人数
本所	32	78
支所	23	49

イ 事例検討会 (令和7年度)

区分	開催回数	参加人数 (延)	内 容	出 席 者
本所	4	33	・難病患者への在宅療養支援 ・医師連絡	患者、患者家族、医師、保健師、訪問看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、福祉用具業者 等
支所	7	64		患者、患者家族、医師、保健師、訪問看護師、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員、福祉用具業者等

(2) 地域リハビリテーション支援体制整備事業

高齢者及び脳卒中患者等とその家族の生活の質を維持向上することを目的に、維持期リハビリテーションが適切に提供される体制並びに保健・医療・福祉の関係機関及びボランティア等の地域における住民が参画して行う地域リハビリテーションの推進体制を整備していく。また、地域リハビリテーション地域包括ケアサポートセンターの設置(平成31年2月)に伴い、市町村及び地域包括支援センター等が行う介護予防事業等への支援状況について関係機関と共有し事業を展開する。

ア 砺波地域リハビリテーション広域支援センター及び地域リハビリテーション地域包括ケアサポートセンター（市立砺波総合病院・南砺市民病院）への支援・協力

(令和7年度)

回数	内 容
8	研修会への参加・協力 運営委員会、連絡会への出席（書面開催含む）等

イ 地域連携パスの推進 (令和7年度)

回数	内 容	対 象
6	脳卒中地域連携パス連絡会、大腿骨近位部（頸部・転子部）骨折地域連携パス連絡会への出席、コアメンバー会議の参画等	医療機関、保健関係者、介護保険施設 等

(3) 認知症施策推進支援事業

認知症疾患医療センターや精神科医療機関等との連携の下、認知症の早期診断や早期治療等を適切に受けることのできる体制づくり等の支援を行う。

ア 連絡会・検討会

(令和7年度)

区分	回数	参加人数	内 容	対象者
本所	1	16	精神保健福祉事業担当者連絡会 ・精神保健福祉事業の取組みについて	管内保健・医療・福祉担当者等
支所	1	8	精神医療保健福祉担当者会議 ・精神保健福祉事業の取組みについて	管内保健・医療・福祉担当者等

イ 相談・訪問

(令和7年度)

区分	年度	相 談		訪問指導	
		実人数	延人数	実人数	延人数
本所	6	1	1	0	0
	7	6	10	2	4
支所	6	1	1	1	9
	7	3	6	2	2

(4) 糖尿病対策推進強化事業

糖尿病患者が年々増加するとともに糖尿病腎症による透析患者など重篤な合併症を持つ患者も増加している。このようなことから、早期からの適切な治療及び保健指導等により、糖尿病の重症化や合併症の併発を予防することを目的に、圏域における関係機関の連携体制の整備及び人材の育成などを実施し、糖尿病対策を強化している。

ア 関係者連絡会等

(ア) 糖尿病対策推進強化事業連絡会

(令和7年度)

区分	回数	参加人数	内 容	出席者
本所	1	31	・管内の糖尿病対策の現状について ・糖尿病重症化予防と糖尿病性腎症重症化予防の取組みについて ・意見交換	医療関係者 医師会 各市保健関係者 厚生センター

(イ) 糖尿病保健関係者連絡会

(令和7年度)

区分	回数	参加人数	内 容	出席者
支所	1	27	・小矢部市の糖尿病重症化予防の現状と取組みについて ・小矢部市の糖尿病の課題について ・合意事項の改定案について	支所管内の内科・眼科医師、歯科医師、看護師等 市保健関係者、厚生センター

(ウ) 糖尿病対策事業ワーキンググループ

(令和7年度)

区分	回数	参加人数	内 容	出席者
支所	7	50	・支所管内糖尿病関係者連絡会について ・支所管内糖尿病事業について	医師会、専門医、市担当者、厚生センター

イ 従事者研修会

(令和7年度)

区分	回数	参加人数	内 容	出席者
本所	1	45	・講義「糖尿病治療における食事療法のポイント～減塩の観点から～」 ・事例検討（グループワーク）	医療関係者（医師、看護師、栄養士等）、各市保健関係者、介護支援専門員、厚生センター

3 栄養改善対策

(1) 特定給食施設等指導

特定多数人に食事を供給する施設（特定給食施設：1回100食または1日250食以上を供給する施設）について栄養改善の見地から調査指導等を実施するとともに、健康増進法（平成15年5月1日施行）に基づき、届出、報告を受けている。

ア 給食施設及び管理栄養士・栄養士設置状況

(令和7年度)

区 分		学 校	病 院	介護保健 老人施設	介護医療 老人施設	老人福祉 施設	児童福祉 施設	社会福祉 施設	事業所	寄 宿 舎	自 衛 隊	そ の 他	計
給食施設数		19	17	7	8	37	38	3	23	2	1	9	164
栄養士充足率(%)		57.9	94.1	100.0	62.5	40.5	36.8	100.0	30.4	50.0	100.0	22.2	50.0
特定給食施設	管理栄養士のみの いる	3	6	1	－	2	1	2	－	－	－	－	15
	管理栄養士・栄養 士ともいる	4	8	5	－	6	1	－	－	－	－	－	24
	栄養士のみの いる	3	－	－	－	1	8	－	5	－	－	－	17
	管理栄養士・栄養 士ともにいない	6	－	－	－	－	13	－	11	－	－	－	30
	計	16	14	6	－	9	23	2	16	－	－	－	86
その他の給食施設	管理栄養士のみの いる	1	－	－	4	2	2	－	－	－	－	－	9
	管理栄養士・栄養 士ともいる	－	2	1	1	－	－	－	－	－	－	1	5
	栄養士のみの いる	－	－	－	－	4	1	1	－	1	1	2	10
	管理栄養士・栄養 士ともにいない	2	1	－	3	22	11	－	5	1	－	7	52
	計	3	3	1	8	28	14	1	5	2	1	10	76

注：栄養士充足率（％）＝（施設数－栄養士のいない施設数）÷施設数×100

イ 個別施設指導（巡回指導）

（令和 7 年度）

区 分	学 校	病 院	介 護 保 健 施 設 老人 施設	介 護 医 療 施 設 老人 施設	児 童 福 祉 施 設 老人 施設	社 会 福 祉 施 設 老人 施設	事 業 所	寄 宿 舎	自 衛 隊	そ の 他	計
特定給食施設	15	14	5	-	6	23	-	13	-	-	76
栄養士配置施設	9	14	5	-	6	11	-	5	-	-	50
栄養士未配置施設	6	-	-	-	-	12	-	8	-	-	26
その他の給食施設	3	2	-	-	3	11	1	4	1	-	26
栄養士配置施設	1	2	-	-	3	2	1	-	-	1	10
栄養士未配置施設	2	-	-	-	-	9	-	4	1	-	16
計	18	16	5	-	9	34	1	17	1	-	102

巡回率（個別施設指導数／給食施設数）62.2%

ウ 集団指導

（令和 7 年度）

回数	参加人数	内 容	出席者
1	39	・情報共有「日本人の食事摂取基準(2025 年版)のポイント」 ・講義・演習「適切な塩分管理に向けて」 ・講義「給食施設の衛生管理について～今年度の衛生監視の結果から～」	児童福祉施設等に従事する管理栄養士・栄養士・調理師・調理員・園長、学生
1	34	・講義「震災での対応とこれからの課題」 ・情報提供「施設内の危機管理体制の整備について」 ・意見交換「施設内の危機管理体制の整備における課題」	管内病院、福祉施設等に従事する管理栄養士・栄養士

エ 健康増進法による届出状況

（令和 7 年度）

年度	開設届	変更届	休止届	廃止届	計
6	3	22	-	3	28
7	-	57	-	-	57

オ 健康増進法に基づく特定給食施設報告書（栄養管理・栄養状況）提出状況

（令和 7 年度）

区 分	報告書提出該当施設			提出施設数
	本 所	支 所	計	
学 校	15	1	16	16
病 院	9	5	14	14
介護老人保健施設	4	2	6	6
老人福祉施設	6	3	9	9
児童福祉施設	18	6	24	24
社会福祉施設	2	－	2	2
事業所	15	3	18	18
計	69	20	89	89

(2) シニアの食生活支援推進事業（食形態一覧表の改定）

高齢社会を迎え、健康寿命の延伸を図るには、高齢者等の低栄養の予防、改善が重要であることから、高齢者等の栄養・食支援に関わる関係者の連携や食環境整備の取り組み等を推進する。

区分	対象者	内容
食形態状況調査	管内病院、高齢者施設等 38 施設	食形態一覧表第 5 版の更新・HP 公開

(3) バランスアップ健康プロジェクト事業

糖尿病等の生活習慣病の発症を予防するために、生活習慣病を改善し、適切な食生活等の実践に結びつくように食環境を整備することを目的として、民間産業と連携したメニュー改善に向けた取り組みを実施する。

ア 社員食堂と連携した食環境整備

（令和 7 年度）

回数	対象事業 所数	参加事業 所数	内 容
－	－	－	－

イ 健康・栄養情報提供の実施

（令和 7 年度）

回数	事業所数	内 容
6	94	健康づくり通信の配信 第 1 号： 禁煙 第 2 号： 健康診断 第 3 号： メンタルヘルス 第 4 号： 糖尿病 第 5 号： 食生活 第 6 号： 長く健康的に働くためのポイント（腰痛予防、運動習慣）

(4) 栄養成分表示等指導事業

平成 27 年 4 月 1 日の食品表示法施行に伴い、一般加工食品への栄養成分表示が原則義務化され、機能性表示食品制度が新設された。消費者が個々の食生活の状況に応じた適切な食品選択ができるよう、消費者への健康教育の充実・強化を図るとともに、食品取扱事業者への指導体制の整備を図る。

ア 食品関係事業者への相談実績

(令和 7 年度)

区 分	栄養成分表示	虚偽誇大広告	その他
一般食品	6	-	-
生鮮食品	-	-	-
栄養機能食品	-	-	-
特定保健用食品	-	-	-
機能性表示食品	-	-	-
計	6	-	-

イ 食品関係事業者への講習会の実施

(令和 7 年度)

回数	参加者数	内 容	対象者
1	20	農産物直売・加工品の食品表示	南砺市農産物直売・加工グループ 連絡協議会会員

4 母子保健対策

平成 25 年 4 月に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、育成医療、養育医療、低体重児届出、未熟児訪問指導の母子保健業務が市町村に権限移譲された。

厚生センターは、広域的・専門的な保健サービスを提供するとともに、関係機関との調整を図りながら、管内の市と重層的な連携体制を構築し、母子へのきめ細やかな支援を実施している。

(1) 性と健康の相談センター事業

生涯を通じた健康の保持増進、妊娠・出産をとりまく様々な悩み等に関するサポート等を行うとともに、プレコンセプションケア*を含め、性や生殖に関する健康支援を総合的に推進することを目的に、保健相談や健康教育、関係者連絡会等を実施している。

*女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組み

ア 思春期のこころとからだの相談
(令和 7 年度)

区分	件数 (延)
本所	7
支所	20

イ 女性健康相談
(令和 7 年度)

区分	件数 (延)
本所	298
支所	330

ウ 思春期保健関係者連絡会

(令和 7 年度)

区分	回数	参加人数	内 容	対象者
本所	1	28	講義「思春期のやせ問題について」	養護教諭 保健主事 市保健師

エ 思春期保健関係者研修会

(令和 7 年度)

区分	回数	参加人数	内 容	対象者
本所	1	28	講義「思春期のやせ問題について」	養護教諭 保健主事 市保健師
支所	1	34	講演「睡眠・生活習慣は命とこころの総合メンテナンス」 (市学校保健会との共催)	市内教育関係者 保健関係者

(2) 青少年健康づくり支援事業

健康な生活習慣の形成期にある青少年が、心と身体の健全育成と健康づくりの大切さを学び、セルフケア能力を育んでいくことを目的に健康教育を実施している。

(令和7年度)

区分	回数	参加人数	内 容	対 象
本所	0	0	—	—
支所	0	0		

(3) 不妊治療助成事業

不妊治療を受けている夫婦に対する医療費の助成を行い、経済的・精神的負担を軽減し、少子化対策の充実を図ることを目的に、平成15年10月より実施している。また、平成27年度より男性不妊治療に対しても医療費の助成を実施している。

(令和7年度)

区分		申 請 数				
		体外受精	顕微授精	その他		計
				*再掲		
本所	砺波市	0	0	0	0	0
	南砺市	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
支所	小矢部市	0	0	0	0	0

*再掲：以前に凍結した胚による胚移植を実施

(4) 遺伝相談事業

ダウン症、口唇口蓋裂、難病、精神、長期療養児等の遺伝に関わる相談を実施している。一次相談は保健師、二次相談が必要な場合はカウンセラ-（医師等）による相談を行っている。

区分	年度	相談延件数
本所	6	0
	7	0
支所	6	0
	7	0

(5) 乳幼児総合相談支援ネットワーク事業

母子保健法の改正により、低体重児届出、未熟児訪問指導の母子保健業務が市町村に移譲となったが、厚生センターでは、乳幼児発達相談支援、未熟児等ケース支援検討会等を実施し、市に移譲した業務への支援を行っている。

ア 未熟児等ケース支援検討会

定例的に各市に出向き、低出生体重児、産後うつが疑われる母親、気がかりな親子等ハイリスク児及び親への支援に対する事例検討会を実施している。

(令和7年度)

区 分	回数	参加人数
支所	1	11

イ 訪問・相談支援

医療機関から連絡があったハイリスク児及び未熟児等ケース支援検討会等で検討された困難事例について、必要に応じて市保健師と同行訪問等を実施している。

(令和7年度)

区分	対象	実件数	延件数
本所	児	2	2

(6) 長期療養児ケアネットワーク事業

疾病により長期にわたり療養を必要とする児童や保護者に対して、訪問指導や療養相談会を開催するとともに、関係者を対象とした研修会や連絡会を実施している。

ア 療育相談

(令和7年度)

区分	相 談 数	
	実人数	延人数
本所	76	86
支所	30	33

イ 訪問指導

(令和7年度)

区分	年度	訪問件数		把握契機 (実数)				
		実件数	延件数	小児慢性特定疾患交付申請	主治医連絡	患者家族要望	関係機関連絡	その他
本所	6	2	13	1	-	-	1	-
	7	2	2	1	-	-	1	-
支所	6	-	-	-	-	-	-	-
	7	-	-	-	-	-	-	-

ウ 療養相談会 (おひさまの会)

ダウン症児とその保護者が集い、情報交換や児の発育発達に伴う様々な悩みの共有等を通して、療養生活における不安を軽減し、日常生活を安心して過ごすことができるよう支援している。

平成29年度より高岡厚生センターと共催で行っている。

(令和7年度)

回数	参加人数		内 容	ス タ ッ フ
	実人数	延人数		
2 (1)	23 (10)	29 (12)	・体験発表「先輩ママの体験談 ～きょうだいへの関わり～」 ・講義「ダウン症児の運動発達について」	先輩ママ 赤ちゃん体操指導員 厚生センター保健師

※ () 内は砺波厚生センター管内分

(7) 発達障害児支援事業

砺波地域障害者自立支援協議会の県への要望により、平成 24 年度から県高志通園センター（現富山県リハビリテーション病院・こども支援センター）の協力を得、発達障害児の早期療育体制の充実を図ることを目的に、管内の市と協働し下記の事業を実施している。

ア ゆう遊相談会

（令和 7 年度）

回数	参加人数		内 容	ス タ ッ プ
	実人数	延人数		
3	12	12	・問診 ・療育指導 ・個別相談 ・保健指導	富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 医師・相談支援専門員 恵光学園 作業療法士 わらび学園 児童指導員 市保健師 厚生センター保健師

イ 連絡会等

（令和 7 年度）

回数	内 容	出 席 者
2	ゆう遊相談会連絡会 ・ゆう遊相談会対象児のフォロー状況と運営について	富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 医師・相談支援専門員 恵光学園 作業療法士 わらび学園 児童指導員 市保健師 厚生センター保健師
	ゆう遊相談会事例検討会 1 事例	

(8) 切れ目のない妊娠・出産包括支援推進事業

産後うつ病等の予防や早期発見、育児不安を持つ母への支援を行うため母子保健体制の強化を図ることを目的に、事例検討会を実施している。

（令和 7 年度）

区分	回数	参加人数(延)	内 容	対 象
本所	1	16	双極性障害・強迫神経症の治療を自己中断した 双胎妊婦への支援について	管内保健師 厚生センター保健師
支所	3	34	エジンバラ高値（EPDS9 点以上）や、精神疾患 があり支援が必要な事例を検討	支所管内保健師 等

5 精神保健福祉対策

精神保健福祉は、保健医療と社会復帰・福祉の両面を持った施策になっており、厚生センターは、医療費の公費負担、精神障害者の地域における支援活動、住民に対する心の健康づくりなど地域精神保健活動を推進している。

(1) 精神保健福祉の状況

ア 病類別受診状況

(令和7年度)

区分		医 療	器 質 性 精 神 障 害	精 神 に よ る 作 用 物 質 害	統 合 失 調 症	気 分 （ 感 情 ） 障 害	神 経 症 性 障 害 等	生 理 的 障 害 等	人 行 格 動 の 障 害 及 び 害	精 神 （ 知 的 障 害 ） 遅 滞	心 理 的 発 達 障 害	小 児 ・ 青 年 期 障 害	て ん か ん	そ の 他	計
			F0	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	G	F99	
本 所	砺 波 市	自立支援（精神通院）	14	6	172	232	61	4	2	6	32	29	69	－	627
		医 療 保 護 入 院	29	1	23	14	－	－	－	1	1	1	－	－	70
		医療保護入院者の退院	26	4	21	13	－	－	1	1	－	1	－	－	67
		定期病状報告、医療保護入院の更新	42	5	43	6	－	－	－	4	－	2	－	－	102
	南 砺 波 市	自立支援（精神通院）	15	10	219	233	62	2	2	11	27	23	49	－	653
		医 療 保 護 入 院	56	3	35	6	1	－	2	2	1	1	－	－	107
		医療保護入院者の退院	58	5	15	7	1	－	2	2	1	1	－	－	92
		定期病状報告、医療保護入院の更新	127	4	89	9	－	－	－	2	－	－	－	－	231
支 所	小 矢 部 市	自立支援（精神通院）	7	－	169	173	32	2	2	24	31	12	25	－	477
		医 療 保 護 入 院	29	3	20	11	1	1	－	－	－	－	－	－	65
		医療保護入院者の退院	31	2	20	12	－	1	－	－	－	1	－	－	67
		定期病状報告、医療保護入院の更新	75	－	70	9	－	－	2	7	2	2	－	－	167
総 数		自立支援（精神通院）	36	16	560	638	155	8	6	41	90	64	143	－	1,757
		医 療 保 護 入 院	114	7	78	31	2	1	2	3	2	2	－	－	242
		医療保護入院者の退院	115	11	56	32	1	1	3	3	1	3	－	－	226
		定期病状報告、医療保護入院の更新	244	9	202	24	－	－	2	13	2	4	－	－	500

令和7年4月～令和8年3月認定分

南砺市(F2)に措置入院の定期病状報告2件を含む

イ 精神障害者手帳の交付状況

精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加を促進するため、平成 7 年 10 月から精神障害者保健福祉手帳が交付されている。

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

区 分		1 級	2 級	3 級	計
本所	砺波市	15	138	123	276
	南砺市	17	161	86	264
支所	小矢部市	31	189	88	308
計		63	488	297	848

ウ 通報等処理及び措置入院患者状況

(令和 7 年度)

区分	通報等件数	調査により 診察不要の者	診察を受けた者		措置解除数	年度末 措置 患者数
			要措置	措置不要		
本所	9	1	7	1	6	2
支所	4	3	1	—	—	1

(2) 精神障害者社会復帰支援

ア 自助グループ育成・支援事業

(ア) 精神障害者自助グループ

障害者自身が学習や交流のため、障害者自助グループ LEO の会（LEO の会は、「Let's Enjoy Our Life!」＝「一緒に生活を楽しもう」の頭文字）及び赤とんぼとして自主的な集まりの場を持っている。

事務局を地域活動支援センターに置き、厚生センターは側面的な支援を行っている。

(令和 7 年度)

区分	名 称 等	内 容	回数	参加人数(延)
本所	障害者自助グループ LEO の会 (平成 12 年 4 月設立)	総会 勉強会「野菜と減塩で元気な体を」	2	32
支所	赤とんぼ (平成 13 年 7 月設立)	定例会（月 1 回） 自由交流、学習会、座談会	3	45

(イ) 地域家族会

障害者が地域でよりよい生活ができることを目的に、地域に、家族の悩みや家族としての活動について話し合う場としての地域家族会がある。

(令和 7 年度)

区分	名 称	設立年月日	内 容	回数	参加 人数 (延)
本所	となみ野家族会	昭和 45 年 3 月 8 日	総会	1	12
			勉強会	1	9
支所	メルヘン家族会	平成 7 年 3 月 20 日	総会	1	37
			定例会	2	
			家族の集い	1	

イ 社会復帰施設への支援

(ア) 指定障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づき、様々な自立支援給付（障害福祉サービス）を提供している。

(令和 7 年度)

施設名(所在地)	運営主体	開設時期	支 援 内 容
ワークハウス となみ野(砺波市)	社会福祉法人 たびだちの会	平成 8 年 4 月	地域のささえあいセミナーにおける作業 所製品販売の依頼 (ぼだい樹祭は規模縮小のため協力なし)
なんと共同作業所 (南砺市)	社会福祉法人 マーシ園	平成 14 年 4 月	地域のささえあいセミナーにおける作業 所製品販売の依頼 (たびかわ納涼祭は規模縮小のため協力なし)
トライ工房 (小矢部市)	社会福祉法人 黎明の郷	平成 22 年 4 月	評議委員として参画 健康教育、事例対応についての助言

(イ) 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的としている。

(令和 7 年度)

施設名(所在地)	運営主体	開設時期	支 援 内 容
ひまわり (小矢部市)	社会福祉法人 黎明の郷	平成 15 年 8 月	評議委員として参画 運営・事例対応についての助言
となみ野 (砺波市)	社会福祉法人 たびだちの会	平成 21 年 4 月	評議委員として参画 事例対応についての助言 地域移行支援事業の推進
ピアサポートあい (南砺市)	社会福祉法人 マーシ園	平成 23 年 4 月	事例対応についての助言 地域移行支援事業の推進

ウ 社会とのつながり促進事業

回復途上にある通院中の精神障害者やひきこもり状態の者が、社会に出て生活を営む上での訓練を目的として、あらかじめ登録されている協力事業所に一定期間通い、持久力・環境適応能力を養う等自立に向けた支援を行なっている。

(ア) 社会とのつながり促進事業所一覧 (12 事業所)

(令和 7 年度)

所在地	訓練内容	7 年度の 訓練有無	登録開始 年度	登録期間
砺波市	清掃業務	無	平成 13 年度	令和 7 年 6 月 1 日～令和 10 年 5 月 31 日
	商品値つけ、詰め替え作業	無	平成 13 年度	令和 8 年 2 月 1 日～令和 11 年 2 月 28 日
	菓子製造補助	無	平成 24 年度	令和 6 年 8 月 1 日～令和 9 年 7 月 31 日
	昼食後の片づけ	無	平成 25 年度	令和 7 年 6 月 1 日～令和 10 年 5 月 31 日
	特養の居室等の清掃	有	令和 3 年度	令和 6 年 8 月 1 日～令和 9 年 7 月 31 日
	調理、皿洗い、接客	無	令和 3 年度	令和 6 年 8 月 1 日～令和 9 年 7 月 31 日
	菓子、パン、弁当の製造	無	令和 3 年度	令和 6 年 12 月 1 日～令和 9 年 11 月 30 日
	果樹栽培、販売、接客等	無	令和 5 年度	令和 5 年 9 月 1 日～令和 8 年 8 月 31 日
小矢部市	クリーニングの補助	無	平成 23 年度	令和 6 年 7 月 1 日～令和 9 年 6 月 30 日
	皿洗、配膳、清掃	無	平成 9 年度	令和 6 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日
	清掃、介護補助	無	平成 27 年度	令和 7 年 2 月 1 日～令和 10 年 1 月 31 日
	療養室等環境整備作業	有	令和 7 年度	令和 7 年 6 月 1 日～令和 10 年 5 月 31 日

(イ) 社会とのつながり促進事業利用者状況

(令和 7 年度)

区分	新規訓練者数	継続訓練者数	計	(再 掲) 終了者数 (うち就業者数)
本所	0	2	2	1 (1)
支所	1	0	1	0 (0)

(3) 地域精神保健福祉対策

ア 精神保健相談及び訪問指導

精神科医師、保健師等により、地域住民、精神障害者及びその家族に対し、相談・家庭訪問指導等を行っている。

嘱託医による心の健康相談日

本所：毎月第3金曜日

支所：随時調整

相談及び訪問指導状況

区分	年度	精 神 保 健 相 談		訪 問 指 導	
		実 数	延 数	実 数	延 数
本所	6	123	415	24	136
	7	124	478	41	186
支所	6	24	450	13	55
	7	77	492	13	40

イ ひきこもり相談

学校や勤めに行かず、長期間自宅に閉じこもって社会参加が出来ないいわゆる「ひきこもり」状態にある者及びその家族に対し平成13年度から相談事業を実施している。

年度	実人数	延人数	相談会開催数
6	17	31	8
7	12	29	10

ウ 地域精神保健福祉啓発事業

(ア) 精神保健福祉ボランティア養成事業

精神保健福祉に関する正しい知識と理解を深め、精神障害を持ち地域で生活している方々とのかわり方を学ぶ精神保健福祉ボランティア講座を2～3年毎に開催している。

(令和7年度)

実施回数	受 講 者		修了者	内 容	講 師
	実人数	延人数			
0	—	—	—	—	—

(イ) 啓発・普及教室

心の健康づくりを推進するため、県民一人ひとりが心の健康に関心を持ち必要な知識や方法を習得する機会を提供することを目的に開催している。

(令和7年度)

区分	実施回数	参加人数 (延)	内 容	講 師
本所	—	—	—	—
支所	1	11	・精神障害家族教室（家族の集い）	精神保健福祉士 就労継続支援事業所 職員 地域活動支援センター職員 市社会福祉課

エ メンタルヘルスサポーター育成事業

精神保健福祉ボランティア養成講座修了者の中から本人の同意を得て、メンタルヘルスサポーターとして依頼等し、各種事業への参加・協力を得ている。

(ア) 活動内容

(令和7年度)

区分	委嘱者数	活動協力 人数(延)	活 動 内 容
本所	12	79	・社会復帰施設、障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター精神障害者自助グループにおける活動への協力 ・依存症問題啓発週間における街頭キャンペーンへの協力 ・精神保健福祉ボランティア養成事業への協力 ・地域精神保健福祉推進協議会の研修会などに参加
支所	10	27	

(イ) 連絡会及び研修会

(令和7年度)

区分	回数	参加人数 (延)	内 容
本所	2	11	・連絡会 ・研修会 講義「生きづらさへの支援～大人の発達障害編～」 座談会
支所	3	16	・連絡会、報告会 ・研修会 講義「心をゆっくり考える」

(ウ) 交流会

(令和7年度)

区分	回数	参加人数 (延)	内 容
本所 支所	1	7	・交流会は研修会と同時開催

オ 精神障害者家族教室等開催事業

精神障害者を抱える家族が座談会や講義、個別相談を通して、家族のもつ悩みを話し合い、病気に対する正しい理解を深めるための家族教室を実施した。

(令和7年度)

区分	回数	参加人数(延)	内 容	講 師
本所	0	—	—	—
支所	1	11	・講義「本人が自分らしい生活を送るための家族の関わり方」 ・情報提供「障害福祉サービスの利用方法」、「地域の社会資源について」「メルヘン家族会について」	精神保健福祉士 就労継続支援事業所職員 地域活動支援センター職員 市社会福祉課

カ 地域精神保健福祉ネットワーク推進事業

医療機関、相談支援事業所、市等の関係機関の関係者による連絡会等の開催を通じて、地域の課題や対応を検討しネットワークの構築等に取り組んでいる。

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すため、障害福祉計画等と整合性を図りながら基盤整備を推し進めている。

(ア) 事例検討会・ケア会議

(令和7年度)

区分	回数	事例数(延)	参加人数(延)	内 容	出 席 者
本所	31	53	236	・退院後の支援について ・ひきこもり状態で自分の思い通りにならないと自傷行為をする 20 代男性への支援について 等	本人、家族 精神科医療機関関係者 市関係者 社会復帰施設職員 心の健康センター職員 相談支援事業所職員 等
支所	6	3	30	・長男の借金と孤立を苦に、不安状態が強く希死念慮を訴えるケースへの支援について ・本人が母を巻き込み、コントロールするケースへの支援について 等	本人、家族 精神科医療機関関係者 相談支援事業所職員 心の健康センター職員 等

(イ) 地域精神保健福祉連絡会議（担当者）

(令和7年度)

区分	回数	参加人数(延)	内 容	出 席 者
本所	1	16	・情報交換 ・管内の精神保健福祉事業について ・自殺の現状について	病院関係者、地域活動支援センター、就労支援事業所、市関係者 等
支所	1	8		

(ウ) 管内精神保健医療福祉機関長等連絡会議

(令和7年度)

回数	参加人数	内 容	出 席 者
1	35	(1) 砺波医療圏における精神医療保健福祉の現状について (2) 医療計画の推進について (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について (4) うつ病・自殺対策について (5) 認知症総合支援事業について	精神科病院職員、相談支援事業所職員、基幹相談支援センター、市担当課等

(エ) にも包括支援連絡会

(令和7年度)

区分	回数	参加人数 (延)	内 容	出 席 者
本所	3	10	打合せ ・実務者会議の方向性や内容について協議 ・圏域の現状・課題について共有	県構築推進アドバイザー
本所	14	70	ヒアリング ・相談支援体制等、「にも包括」構築に関する現状について	精神科医療機関職員、市担当職員、相談支援事業所相談支援専門員、基幹相談支援センター職員 等
本所	3	103	にも包括支援連絡会（実務者会議） ・ミニ講義「にも包括」 ・砺波圏域における現状と課題 ・ヒアリング結果の共有 ・今後の方向性について ・意見交換	精神科医療機関職員、市担当職員、相談支援事業所相談支援専門員、基幹相談支援センター職員、県構築推進アドバイザー 等

(オ) 研修会

(令和7年度)

回数	参加人数	内 容	出 席 者
1	44	地域のささえあいセミナー ・講演「生きづらさへの支援 ～大人の発達障害編～」 ・体験発表 ・支援機関の事業紹介（パネル展示等）、 作業所製品の販売	支援者、一般住民 等

キ 精神障害者(措置入院患者)の退院後支援事業

県は「富山県措置入院者等退院後支援マニュアル」を平成30年11月に作成し、退院後支援計画について本人の同意を得て、原則6か月支援を行っている。厚生センターでは関係機関等と協力し、退院後支援の取り組みを行っている。

(令和8年3月31日現在)

退院後支援計画作成の可否意見書 受理件数	退院後支援計画作成の 決定件数	本人の同意	
		有	無
8	6	5	1

ク 地域精神保健福祉推進協議会育成

地域住民の精神保健福祉に関する知識の普及啓発に努め、精神障害者等の自立と社会復帰に対する関心を深め、その支援・促進のための基盤づくりを図り、地域住民の精神的健康の保持増進を図ることを目的に組織育成を図っている。

(令和7年度)

名 称	設立年月	開催 回数	参加人 数(延)	内 容
小矢部心を考える会	平成9年12月	2	133	役員会、総会、研修会

(4) 自殺対策事業

自殺による死亡が全国的に3万人を超え、富山県の平成17年自殺死亡率が全国第5位になったことを受け、平成19年度から厚生センター事業として位置づけられたもの。

心の健康づくりに関する学習会や相談会などを通して、地域住民が自殺の現状やうつ病についての理解を深め、住民自らが地域の特性に応じた効果的なうつ病予防や自殺対策を推進できることを目的としている。

ア 地域自殺対策推進事業

市と連携をとりながら地域の特性に応じた自殺対策を推進している。

(ア) 関係者連絡会及び研修会

(令和7年度)

回数	参加人数	内 容
1	44	地域のささえあいセミナー ・講演「生きづらさへの支援～大人の発達障害編～」
1	16	精神保健福祉事業担当者連絡会 ・3市事業の報告、管内データの情報提供 ・情報交換：精神保健福祉法の改正に伴う相談体制など

(イ) 普及啓発

(令和7年度)

内 容	
パンフレット等の配布	・自殺予防週間における街頭キャンペーン ・研修会 ・管内事業所等代表、安全衛生担当者 等

イ 精神科医・一般科医うつ病連携強化事業

精神科医、一般科医と保健関係との連携体制を構築することを目的に 23 年度から取り組んでいる。

(令和 7 年度)

区分	回数	参加人数	内 容	対 象 者
連絡会	0	—	—	—

ウ アルコール関連問題啓発週間事業

アルコール健康障害対策基本法において、11 月 10 日から同月 16 日までのアルコール関連問題啓発週間が定められたことから、地域住民のアルコール関連問題に関する関心と理解を深めることを目的に、街頭啓発キャンペーン等を実施した。

(令和 7 年度)

実 施 日	実 施 場 所	内 容	対 象 者
令和 7 年 11 月 10 日～16 日	・砺波市内スーパーマーケット ・厚生センター 等	啓発用物品配布	スーパーマーケット利用者 各種保健事業参加者

*スーパーマーケットでは、断酒会と連携して実施

エ ギャンブル等依存症問題啓発週間

ギャンブル等依存症対策基本法において、5 月 14 日から同月 20 日までのギャンブル等依存症問題啓発週間が定められたことから、地域住民に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めることを目的に、街頭啓発キャンペーン等を実施した。

(令和 7 年度)

実 施 日	実 施 場 所	内 容	対 象 者
令和 7 年 5 月 14 日～20 日	・砺波市内ショッピングセンター ・厚生センター 等	啓発用物品配布	ショッピングセンター利用者 各種保健事業参加者

オ 地域メンタルヘルスサポート事業

管内の実情とニーズに対応しつつ、地域の自殺対策力を効果的に向上させる観点から、次の研修・教室等から組み合わせて年間 2 回程度実施。

- ・うつや認知症等の患者家族を対象とした教室、情報交換会の定期開催
- ・商工会等と連携し、小規模事業所の事業主等に対しメンタルヘルスに関する情報提供を実施
- ・民生委員、自治会長等、地域において見守り役となる方々を対象に研修を実施

(令和 7 年度)

区分	回数	参加人数	内 容	対象者
本所	—	—	—	—
支所	—	—	—	—

6 難病対策

原因が不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない、いわゆる難病に対して、国では昭和47年に策定された「難病対策要綱」などに基づき所要の施策を講じてきた。平成27年1月「難病の患者に対する医療などに関する法律」及び「改正児童福祉法」により、難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度とともに患者への在宅療養支援事業を行っている。県単独制度9疾患、小児慢性特定疾病16分類及び先天性血液凝固因子障害に対し、また国制度の医療費助成の対象疾患は令和8年4月より難病のうち特定医療費（指定難病）348疾患へと拡充した疾患に対し医療費の一部助成を行っている。

(1) 特定医療費（指定難病）受給者証交付状況

(令和8年3月31日)

疾 患 名	砺波市	南砺市	小矢部市	総 数
002 筋萎縮性側索硬化症	3	2	4	9
005 進行性核上性麻痺	7	9	4	20
006 パーキンソン病	49	80	38	167
007 大脳皮質基底核変性症	0	3	3	6
008 ハンチントン病	0	1	1	2
010 シャルコー・マリー・トゥース病	1	1	0	2
011 重症筋無力症	13	13	4	30
013 多発性硬化症／視神経脊髄炎	12	12	5	29
015 封入体筋炎	0	0	1	1
016 クロウ・深瀬症候群	1	0	0	1
017 多系統萎縮症	4	4	6	14
018 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	23	11	15	49
021 ミトコンドリア病	1	0	0	1
022 もやもや病	6	7	5	18
023 プリオン病	0	1	0	1
027 特発性基底核石灰化症	1	0	0	1
028 全身性アミロイドーシス	5	7	2	14
030 遠位型ミオパチー	0	2	0	2
034 神経線維腫症	0	0	1	1
035 天疱瘡	0	1	1	2
039 中毒性表皮壊死症	1	0	0	1
040 高安動脈炎	3	3	1	7
041 巨細胞性動脈炎	0	1	1	2
042 結節性多発動脈炎	1	0	1	2
043 顕微鏡的多発血管炎	4	8	4	16
044 多発血管炎性肉芽腫症	1	1	0	2
045 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	6	5	6	17
046 悪性関節リウマチ	0	2	1	3
047 バージャー病	0	1	0	1
048 原発性抗リン脂質抗体症候群	0	0	1	1
049 全身性エリテマトーデス	17	23	13	53
050 皮膚筋炎／多発性筋炎	9	13	4	26
051 全身性強皮症	10	10	12	32
052 混合性結合組織病	3	2	1	6
053 シェーグレン症候群	6	9	3	18
054 成人発症スチル病	4	1	0	5
056 ベーチェット病	0	6	4	10
057 特発性拡張型心筋症	5	5	4	14
058 肥大型心筋症	2	1	1	4
060 再生不良性貧血	2	4	5	11

疾患名	砺波市	南砺市	小矢部市	総数
061 自己免疫性溶血性貧血	0	0	1	1
063 免疫性血小板減少症	6	6	4	16
064 血栓性血小板減少性紫斑病	0	1	0	1
065 原発性免疫不全症候群	2	0	0	2
066 IgA腎症	4	2	2	8
067 多発性嚢胞腎	7	3	2	12
068 黄色靱帯骨化症	4	7	4	15
069 後縦靱帯骨化症	10	17	12	39
071 特発性大腿骨頭壊死症	4	9	5	18
072 下垂体性ADH分泌異常症	1	0	1	2
074 下垂体性PRL分泌亢進症	2	1	1	4
077 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	1	4	2	7
078 下垂体前葉機能低下症	12	7	5	24
079 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	0	4	0	4
081 先天性副腎皮質酵素欠損症	1	0	0	1
084 サルコイドーシス	8	11	4	23
085 特発性間質性肺炎	6	5	6	17
086 肺動脈性肺高血圧症	3	1	1	5
088 慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2	3	4	9
089 リンパ脈管筋腫症	1	0	1	2
090 網膜色素変性症	1	1	3	5
092 特発性門脈圧亢進症	0	0	1	1
093 原発性胆汁性胆管炎	1	4	2	7
094 原発性硬化性胆管炎	0	1	0	1
095 自己免疫性肝炎	0	2	1	3
096 クローン病	28	18	19	65
097 潰瘍性大腸炎	45	42	20	107
098 好酸球性消化管疾患	0	2	0	2
107 若年性特発性関節炎	1	1	1	3
113 筋ジストロフィー	7	8	1	16
124 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	2	0	0	2
127 前頭側頭葉変性症	3	1	0	4
158 結節性硬化症	1	1	0	2
162 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	1	4	1	6
167 マルフアン症候群/ロイス・ディーツ症候群	0	1	0	1
172 低ホスファターゼ症	1	0	0	1
220 急速進行性糸球体腎炎	0	2	1	3
221 抗糸球体基底膜腎炎	2	1	0	3
222 一次性ネフローゼ症候群	3	6	3	12
226 間質性膀胱炎(ハンナ型)	3	1	2	6
228 閉塞性細気管支炎	0	1	0	1
240 フェニルケトン尿症	0	2	0	2
271 強直性脊椎炎	1	6	1	8
276 軟骨無形成症	0	1	0	1
280 巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	0	1	0	1
283 後天性赤芽球癆	0	1	1	2
288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	0	1	2
300 IgG4関連疾患	1	1	0	2
306 好酸球性副鼻腔炎	13	8	10	31
328 前眼部形成異常	0	0	1	1
331 特発性多中心性キャスルマン病	1	0	0	1
総数	390	447	276	1113

(2) 特定疾患医療費受給者証交付状況

ア 国制度（通院・入院とも対象となる疾患）

（令和8年3月31日）

疾 患 名	本所		支所	計
	砺波市	南砺市	小矢部市	
ス モ ン	—	2	—	2
プ リ オ ン 病 *	—	—	—	—
劇 症 肝 炎	—	—	—	—
重 症 急 性 膵 炎	—	—	—	—
計	—	2	—	2

*ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る

イ 県単独制度（入院のみ対象となる疾患）

9疾患が指定されている。

（令和8年3月31日）

疾 患 名	本所		支所	計
	砺波市	南砺市	小矢部市	
メ ニ エ ー ル 病	—	—	—	—
突 発 性 難 聴	1	3	—	4
不 応 性 貧 血	3	2	—	5
計	4	5	—	9

(3) 小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況

対象者 18歳未満 ただし治療の継続は20歳未満まで延長可能 （令和8年3月31日現在）

疾 患 群		本 所		支 所	計
		砺波市	南砺市	小矢部市	
1	悪 性 新 生 物	5	3	3	11
2	慢 性 腎 疾 患	—	—	—	0
3	慢 性 呼 吸 器 疾 患	1	1	—	2
4	慢 性 心 疾 患	3	7	3	13
5	内 分 泌 疾 患	6	10	6	22
6	膠 原 病	4	2	0	6
7	糖 尿 病	3	1	2	6
8	先 天 性 代 謝 異 常	1	2	2	5
9	血 液 疾 患	—	1	1	2
10	免 疫 疾 患	—	—	—	0
11	神 経 ・ 筋 疾 患	—	2	6	8
12	慢 性 消 化 器 疾 患	5	6	5	16
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う疾 患	—	—	—	—
14	皮 膚 疾 患 群	—	—	—	—
15	骨 系 統 疾 患	—	—	—	—
16	脈 管 系 疾 患	—	—	—	—
計		28	35	28	91

(4) 先天性血液凝固因子障害医療受給者証交付状況 (令和8年3月31日)

交付数	本 所	支 所
4	3	1

(5) 難病患者地域支援対策推進事業

難病患者・家族の療養上の不安の解消を図り、きめ細かな支援を行うことを目的に検討会や療養相談会等を実施している。

ア 地域難病ケア連絡会

(令和7年度)

区分	回数	参加人数	内 容	出 席 者
本所	—	—	—	—

イ 在宅療養支援検討会

(令和7年度)

区分	回数	検討事例数	内 容	出 席 者
本所	5	30	神経難病患者等の在宅療養支援について	医師、保健師、看護師、介護支援専門員、理学療法士、介護士、福祉用具業者等
支所	10	65		医師、保健師、看護師、理学療法士、介護支援専門員、福祉用具業者等

ウ 訪問相談事業

区分	年度	実人数	延人数
本所	6	26	76
	7	32	78
支所	6	23	50
	7	23	49

エ 療養相談会事業

(令和7年度)

区分	対象者	実施回数	参加人数(延)	内 容	講 師
本所 支所 合同	神経難病患者 及び家族	4	17 (42)	・音楽療法 ・講義「神経難病について ～パーキンソン病、脊髄小脳変性症～」 ・講義・実技「言語・嚥下について」 ・臨床美術	音楽療法士 医師 理学療法士 言語聴覚士 臨床美術士

オ 難病ボランティア育成事業

(ア) 難病ボランティア活動

(令和7年度)

実施回数	参加人数 (延)	内 容
6	9 (28)	・ 難病ボランティア連絡会 ・ 療養相談会への参加協力

(イ) 難病ボランティア養成講座

(令和7年度)

実施回数	参加人数 (延)	内 容
—	—	未開催

カ 難病患者支援者研修会

(令和7年度)

区分	対象者	実施回数	参加人数	内 容
本所 支所 合同	管内保健・医療・福祉関係者	1	46	講演「神経・筋難病の理解支援～パーキンソン病、脊髄小脳変性症を中心に～」 取組紹介「短期集中リハビリテーション入院について」 体験発表「短期集中リハビリテーション入院を利用して」
支所	—	—	—	未開催

7 原爆被爆者対策

原爆被爆者に対し、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」により、被爆者手帳を交付し、健康診断による健康管理、医療の給付（医療費の公費負担(国費)）、各種手当の支給等の援護対策が講じられている。

(令和8年3月31日)

区 分		手帳交付者数	健康診断受診者数				手 当 等 受 給 者 数 (延)						
							国 制 度			県 制 度			
			上 期	希 望	が ん	下 期	健康 管理 手当	葬 祭 料	一般疾病 医療費等	交 通 手 当	見 舞 金	弔 慰 金	介 護 保 険 利 用
本 所	砺波市	2	—	—	—	—	2	—	—	—	1	—	1
	南砺市	2	—	—	—	—	2	1	—	—	1	—	—
支 所	小矢部市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

8 肝炎治療特別促進事業

B型及びC型ウイルス性肝炎患者の早期治療の促進と肝硬変や肝がんの予防を図ることを目的として平成 20 年4月よりB型及びC型ウイルス性肝炎患者に対するインターフェロン治療、平成 22 年度よりB型ウイルス性肝炎患者に対する核酸アナログ製剤治療について医療費助成を実施している。平成 26 年よりインターフェロンフリー治療が助成対象となった。平成 27 年度は、インターフェロンフリー治療の再治療が助成開始となり、新薬の助成拡大も続いている。

平成 27 年度より、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業（検査費用助成）も開始された。

(1) ウイルス性肝炎医療費助成事業

肝炎治療受給者証交付状況

年度	区 分		インターフェロン治療				インターフェロン フリー治療		核酸アナログ 治療
			新規	2 回目	有効期間延長		新規	再治療	
					72 週	副作用			
6	本所	砺 波 市	-	-	-	-	-	-	75
		南 砺 市	-	-	-	-	2	-	93
	支所	小矢部市	-	-	-	-	2	-	40
7	本所	砺 波 市	-	-	-	-	6	-	71
		南 砺 市	-	-	-	-	1	-	94
	支所	小矢部市	-	-	-	-	-	-	38

(注)核酸アナログ治療は、令和 8 年 3 月 31 日現在の受給者数

(2) ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

検査費用助成事業申請件数

年度	区 分		初回精密検査	定期検査	厚生センターの フォローアップ人数
6	本所	砺波市	-	4	2
		南砺市	-	3	1
	支所	小矢部市	-	-	7
7	本所	砺波市	-	6	2
		南砺市	-	2	1
	支所	小矢部市	-	-	7

※件数は請求件数(定期検査は年度内 2 回助成対象となる)

9 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

平成 30 年 12 月診療分から B 型・C 型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）患者の入院医療費の助成が開始された。

(1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付状況

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

年度	区 分		70 歳未満	70 歳以上 75 歳未満	75 歳以上
6	本所	砺波市	-	-	1
		南砺市	-	-	1
	支所	小矢部市	-	1	-
7	本所	砺波市	-	-	2
		南砺市	-	-	2
	支所	小矢部市	-	-	-

(2) 新規研究参加者の年代区分別内訳

年度	区 分		70 歳未満	70 歳以上 75 歳未満	75 歳以上
6	本所	砺波市	-	-	-
		南砺市	-	-	1
	支所	小矢部市	-	-	-
7	本所	砺波市	-	-	1
		南砺市	-	-	2
	支所	小矢部市	-	-	-

10 石綿による健康被害救済制度に係る委託業務

この制度は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族で、労災補償等の対象とならない者に対し迅速な救済を図ることを目的に「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成 18 年法律第 72 号）に基づき創設されたもので、対象となる「指定疾病」は、石綿を吸引することにより発症する「中皮腫」及び「肺がん」であったが、平成 22 年 7 月 1 日から「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」と「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」が追加されている。

厚生センターは、この制度における認定の申請及び救済給付の請求に係る業務の一部（受付業務）を「独立行政法人環境再生保全機構」から受託している。

年度	区 分		認 定 申 請	療養手当請求	葬 祭 料 請 求	特別遺族弔慰金 ・ 特別葬祭料請求
7	本所	砺波市	-	-	-	-
		南砺市	-	-	-	-
	支所	小矢部市	-	-	-	-
18 { 6	本所	砺波市	1	1	-	1
		南砺市	7	6	1	4
	支所	小矢部市	5	3	-	1

11 骨髄バンク事業

新規登録者数の確保をめざし、平成23年より移動献血並行型ドナー登録会、平成27年度から砺波厚生センターでの登録及び相談窓口を開設している。

(令和7年度)

区 分	開催回数	登録者数
砺波厚生センター	0	0
移動献血並行型	2	2

第3 生活衛生

1 食品衛生

管内では、過去に焼肉チェーン店での大規模な食中毒事件が発生し、指導・啓発に努めているところであるが、全国的には肉の生食や加熱不十分な料理を原因とする食中毒が依然として発生していることから、引き続き、管内の飲食店等に対して、食中毒の発生防止、肉の生食による危険性について周知に努めた。

更に、全国的にもアニサキスによる食中毒が多発し、令和7年の食中毒事件数では全体の38%を占めていることから、生鮮魚介類の寄生虫による食中毒防止対策についても周知・啓発に努めている。

また、平成30年6月に食品衛生法が改正され、原則すべての食品等事業者に対しHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことから、HACCP導入を支援・指導した。

令和3年6月の改正法施行により、営業許可制度の見直しと営業届出制度が創設され、食品事業者からの相談に対応した。

その他、各種団体の要望に応じ、食品営業関係者や消費者への衛生教育、講習会を実施し、食中毒発生防止のため衛生知識の普及啓発を図った。

(1) 食品関係営業施設数及び監視指導状況

年 度	区 分		本 所									支 所								
			施 設 数	許可件数		廃 業	監 視 件 数	処分件数			施 設 数	許可件数		廃 業	監 視 件 数	処分件数				
				継 続	新 規			許可 取消 営業 禁 止	施設 取扱 改善 命令	食品 等 の 廃 棄		継 続	新 規			許可 取消 営業 禁 止	施設 取扱 改善 命令	食品 等 の 廃 棄		
6	営業許可	飲食店(含喫茶店)	953	160	85	153	1,123	—	—	—	274	29	32	39	293	—	—	—		
		製 造 業	412	54	28	83	534	—	—	—	103	14	7	13	139	—	—	—		
		販 売 業	85	19	1	5	128	—	—	—	27	6	1	2	49	—	—	—		
		小 計	1,450	233	114	241	1,785	—	—	—	404	49	40	54	481	—	—	—		
	営 業 届 出		868	—	—	—	276	—	—	—	193	—	—	—	125	—	—	—		
	ふぐ条例による認証		13	—	—	—	22	—	—	—	4	—	—	—	5	—	—	—		
	計		2,331	233	114	241	2,083	—	—	—	601	49	40	54	611	—	—	—		
7	営業許可	飲食店(含喫茶店)	931	140	86	126	1,029	—	—	—	270	39	31	23	242	—	—	—		
		製 造 業	410	50	21	30	477	—	—	—	98	18	4	4	92	—	—	—		
		販 売 業	79	10	1	8	114	—	—	—	27	3	1	1	39	—	—	—		
		小 計	1,420	200	108	164	1,620	—	—	—	395	60	36	28	373	—	—	—		
	営 業 届 出		908	—	—	—	283	—	—	—	226	—	—	—	110	—	—	—		
	ふぐ条例による認証		13	2	—	—	22	—	—	—	4	—	—	—	2	—	—	—		
	計		2,341	202	108	164	1,925	—	—	—	625	60	36	28	485	—	—	—		

(2) 旧法に基づく食品営業許可施設数

(令和8年3月31日現在)

飲食店営業	区 分	本 所	支 所	計
	一 般 食 堂 レストラン等	29	10	39
	仕出し屋・弁当屋	7	-	7
	旅 館	5	-	5
	そ の 他	28	5	33
	小 計	69	15	84
	喫茶店営業	7	2	9
菓子製造業	14	-	14	
あん類製造業	-	-	-	
アイスクリーム 類 製 造 業	2	-	2	
乳 処 理 業	-	-	-	
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	-	-	-	
乳製品製造業	1	-	1	
集 乳 業	-	-	-	
食肉処理業	2	-	2	
食肉販売業	1	-	1	
食肉製品製造業	1	-	1	
魚介類販売業	8	1	9	
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	-	-	-	
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業	-	-	-	
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業	1	-	1	
食 品 の 放 射 線 照 射 業	-	-	-	
清涼飲料水製造業	-	-	-	
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	
氷雪製造業	-	-	-	
みそ製造業	-	-	-	
醤油製造業	-	-	-	
ソース類製造業	-	-	-	
酒類製造業	1	-	1	
豆腐製造業	1	-	1	
納豆製造業	-	-	-	
めん類製造業	1	-	1	
そうざい製造業	7	-	7	
缶詰又は瓶詰 食 品 製 造 業	1	-	1	
添加物製造業	-	-	-	
食用油脂製造業	-	-	-	
マーガリン又は ショートニング製造業	-	-	-	
計	117	18	135	

(3) 新法に基づく食品営業許可施設数

(令和8年3月31日現在)

区 分	本 所	支 所	計
飲食店営業	850	253	1,103
調理機能を有する自動販売機	5	-	5
食肉販売業	28	10	38
魚介類販売業	42	16	58
魚介類競り売り営業	-	-	-
集乳業	-	-	-
乳処理業	2	-	2
特別牛乳搾取処理業	-	-	-
食肉処理業	4	4	8
食品の放射線照射業	-	-	-
菓子製造業	164	36	200
アイスクリーム類製造業	5	1	6
乳製品製造業	4	-	4
清涼飲料水製造業	11	-	11
食肉製品製造業	1	1	2
水産製品製造業	4	7	11
氷雪製造業	-	-	-
液卵製造業	-	-	-
食用油脂製造業	1	-	1
みそ又はしょうゆ製造業	17	6	23
酒類製造業	11	1	12
豆腐製造業	13	4	17
納豆製造業	1	-	1
麺類製造業	21	2	23
そうざい製造業	68	18	86
複合型そうざい製造業	-	1	1
冷凍食品製造業	7	1	8
複合型冷凍食品製造業	-	-	-
漬物製造業	33	16	49
密封包装食品製造業	8	-	8
食品の小分け業	1	1	2
添加物製造業	2	-	2
計	1,303	378	1,681

(4) 旧法に基づく飲食店営業施設数

(令和8年3月31日現在)

区 分	本 所	支 所	計
食 堂	24	10	34
中 華 料 理	1	-	1
す し	2	-	2
め ん 類	4	-	4
仕出し弁当	7	-	7
旅 館	5	-	5
料 理	4	-	4
社 交 飲 食	1	-	1
軽 飲 食	9	1	10
喫 茶 軽 食	6	2	8
そ う 菜	3	2	5
自動販売機	-	-	-
自 動 車	1	-	1
軽 食	2	-	2
計	69	15	84

(5) 新法に基づく飲食店営業施設数

(令和8年3月31日現在)

区 分	本 所	支 所	計
食 堂	253	62	315
中 華 料 理	11	3	14
す し	14	4	18
め ん 類	25	10	35
仕出し弁当	57	20	77
旅 館	61	3	64
料 理	25	13	38
社 交 飲 食	2	-	2
軽 飲 食	136	36	172
喫 茶 軽 食	134	40	174
そ う 菜	26	4	30
自 動 車	62	56	118
軽 食	16	5	21
簡 易	27	1	28
臨 時	1	-	1
計	850	257	1,107

(6) 市町村別集団給食施設数

(令和8年3月31日現在)

区 分	本 所			支 所 小矢部市	計
	砺波市	南砺市	小計		
学 校	1	6	7	-	7
幼 稚 園	-	-	-	-	-
保 育 園	3	12	15	3	18
病 院	5	-	5	1	6
社会福祉施設	10	7	17	7	24
事 業 所	-	-	-	-	-
そ の 他	4	2	6	1	7
計	23	27	50	12	62

(7) 不良食品等発生状況

年度	区分	総数	腐 敗 変 敗	有 毒 有 害 物 質	病 原 微 生 物 汚 染	不 異 混 濁 物 入	成 規 分 格	添 加 物 使 用 基 準	不 正 表 示
6	本 所	5	1	-	1	-	-	-	3
	支 所	4	-	-	-	2	-	-	2
	計	9	1	-	1	2	-	-	5
7	本 所	9	3	-	-	1	-	-	5
	支 所	1	-	-	-	1	-	-	-
	計	10	3	-	-	2	-	-	5

(8) 食中毒発生状況

年度	区 分	発 生 件 数	患者数	病因物質別事件数										食 中 毒 注 意 報 発 令 回 数 (内警報)
				サルモネ ラ属菌	ブ ド ウ 球 菌	病 原 大 腸 菌	カンピロ バクター	ノロウイ ルス	アニサキス(ア ニサキス様含 む)	クドア	自然毒	化学 物質	その他	
6	本所	4	9	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	4 (1)
	支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	4	9	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	
7	本所	4	275	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-	5 (1)
	支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	4	275	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-	

(9) 簡易試験検査実施状況

年度	区 分	検査総数	ATP検査	飲料水残留塩素
			検査数	検査数
6	本所	653	599	54
	支所	259	209	50
	計	912	808	104
7	本所	645	594	51
	支所	230	169	61
	計	875	763	112

(10) 衛生教育状況

年度	区 分	食品関係営業		その他	
		回数	人数	回数	人数
6	本所	16	414	5	56
	支所	9	251	3	113
	計	25	665	8	169
7	本所	14	347	9	210
	支所	9	272	3	72
	計	23	619	12	282

2 環境衛生

管内の環境衛生営業関係施設に対して、その衛生水準を確保するため、営業許可、確認検査、試験検査及び監視指導等を実施した。

公衆浴場及び旅館業については、レジオネラ対策として入浴施設について重点監視を実施し、管理が不適な施設に対しては、消毒及び管理方法等の改善を指導した。

(1) 環境衛生営業許可施設数及び監視指導状況

	本 所				支 所				計			
	6 年度		7 年度		6 年度		7 年度		6 年度		7 年度	
	施設数	監視件数	施設数	監視件数	施設数	監視件数	施設数	監視件数	施設数	監視件数	施設数	監視件数
旅 館	121	36	122	67	7	1	9	3	128	37	131	70
理容所	101	17	100	3	28	－	28	11	129	17	128	14
美容所	228	43	232	23	55	5	55	11	283	48	287	34
クリーニング所	74	1	74	1	16	－	16	－	90	1	90	1
興行場	9	1	9	3	1	1	1	1	10	2	10	4
公衆浴場	34	24	35	25	9	5	8	6	43	29	43	31
計	567	122	572	122	116	12	117	32	683	134	689	154

(2) 市町村別環境衛生営業施設数

(令和8年3月31日現在)

	本 所			支 所	計
	砺波市	南砺市	小計	小矢部市	
旅 館	25	97	122	9	131
理容所	47	53	100	28	128
美容所	124	108	232	55	287
クリーニング所	43	31	74	16	90
興行場	2	7	9	1	10
公衆浴場	11	24	35	8	43
計	252	320	572	117	689

(3) その他の環境衛生施設数及び立入検査状況

	本 所				支 所				計			
	6 年度		7 年度		6 年度		7 年度		6 年度		7 年度	
	施設数	立 入 検査数	施設数	立 入 検査数	施設数	立 入 検査数	施設数	立 入 検査数	施設数	立 入 検査数	施設数	立 入 検査数
特定建築物	35	13	34	14	8	5	9	8	43	18	43	22
遊泳用プール	10	9	10	9	3	2	3	3	13	11	13	12
浄 化 槽	4,256	－	4,592	1	3,108	－	2,908	－	7,364	－	7,500	1
計	4,301	22	4,636	24	3,119	7	2,920	11	7,420	29	7,556	35

(4) 市町村別その他の環境衛生施設数

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

	本 所			支 所	計
	砺波市	南砺市	小計	小矢部市	
特定建築物	23	11	34	9	43
遊泳用プール	4	6	10	3	13
浄 化 槽	3,748	844	4,592	2,908	7,500
計	3,775	861	4,636	2,920	7,556

(5) 市町村別温泉施設数

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

	本 所			支 所	計
	砺波市	南砺市	小計	小矢部市	
泉 源	7	26	33	7	40
温泉利用施設	15	31	46	2	48
計	22	57	79	9	88

3 水道

より安全で衛生的な水質を確保するため、水道施設及び水源地の立入検査を実施した。

(1) 水道施設数及び監視指導状況

	本 所				支 所				計			
	6 年度		7 年度		6 年度		7 年度		6 年度		7 年度	
	施設数	立 入 検査数	施設数	立 入 検査数	施設数	立 入 検査数	施設数	立 入 検査数	施設数	立 入 検査数	施設数	立 入 検査数
上水道	2	1	2	1	1	1	1	1	3	2	3	2

(2) 市町村別水道施設数

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

	本 所			支 所	計
	砺波市	南砺市	小計	小矢部市	
上水道	1	1	2	1	3

(3) 市町村別水道普及状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

	本 所		支 所	富山県	全 国
	砺波市	南砺市	小矢部市		
普及率(%)	99.1	99.7	67.2	93.9	98.3

4 薬事

薬局、医薬品販売業、医療機器販売（貸与）業及び毒物劇物販売業等の許可・登録業務やこれらの施設に対する監視指導を実施し、医薬品、毒物劇物等の適正管理の徹底を期した。

また、近年深刻な社会問題となっている薬物乱用防止対策については、薬物乱用防止指導員による研修会等での講演や資料配布など地域に根ざした啓発活動を行った。

(1) 薬事営業施設数及び監視指導状況

		本 所				支 所				計			
		6 年度		7 年度		6 年度		7 年度		6 年度		7 年度	
		施設数	監視 件数	施設数	監視 件数	施設数	監視 件数	施設数	監視 件数	施設数	監視 件数	施設数	監視 件数
薬 局		50	26	47	18	10	7	10	5	60	33	57	23
薬局医薬品製造業・製造販売業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医薬品 販売業	店舗販売業	29	12	27	9	10	2	9	3	39	14	36	12
	卸売販売業	2	2	2	—	2	1	2	—	4	—	4	—
地域連携薬局・専門医療機関連携薬局		5	—	3	—	1	1	1	—	6	1	4	—
高度管理医療機器販売(貸与)業		57	25	56	25	9	4	9	1	66	29	65	26
管理医療機器販売(貸与)業		242	15	234	11	60	5	56	—	302	20	290	11
毒物劇物 販 売 業	一 般	17	7	16	5	1	1	1	—	18	8	17	5
	農業用品目	18	3	18	4	4	3	4	2	22	6	22	6
	特定品目	1	—	1	—	—	—	—	—	1	—	1	—
毒 物 劇 物 運 送 業		1	—	1	—	—	—	—	—	1	—	1	—
計		422	90	405	72	97	24	92	11	519	111	497	83

(2) 市町村別薬事営業施設数

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

		本 所			支 所	計
		砺波市	南砺市	小計	小矢部市	
薬 局		29	18	47	10	57
薬局医薬品製造業・製造販売業		—	—	—	—	—
医薬品 販売業	店舗販売業	14	13	27	9	36
	卸売販売業	—	2	2	2	4
地域連携薬局・専門医療機関連携薬局		1	2	3	1	4
高度管理医療機器販売(貸与)業		38	18	56	9	65
管理医療機器販売(貸与)業		115	119	234	56	290
毒物劇物 販 売 業	一 般	10	6	16	1	17
	農業用品目	9	9	18	4	22
	特定品目	—	1	1	—	1
毒 物 劇 物 運 送 業		1	—	1	—	1
計		217	188	405	92	497

(3) 薬物乱用防止対策事業

ア 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

日 時 令和 7 年 7 月 13 日 午後 1 時～ 3 時

場 所 イオンモールとなみ

活動内容 薬物乱用防止に係る啓発資材配布及び呼びかけ

イ 薬物乱用防止駅前街頭キャンペーン

日 時 令和 7 年 11 月 12 日 午前 7 時～ 8 時

場 所 J R 城端線 砺波駅、福野駅

活動内容 薬物乱用防止に係る啓発資材配布及び呼びかけ

ウ 薬物乱用防止教室

(令和 7 年度)

区 分	対 象	回 数	人 数
本 所	管内小学校 6 年（及び教諭）	1 回	52 名
支 所	—	—	—

エ 富山県薬物乱用防止指導員砺波地区協議会総会及び研修会

日 時 令和 7 年 8 月 18 日 午後 2 時 10 分～ 3 時 15 分

場 所 砺波厚生センター 2 F 講堂

講 師 富山県警本部 組織犯罪対策課 係長

演 題 「全国及び富山県における薬物事犯の現状について」

5 狂犬病予防及び動物愛護管理

管内には4,661頭の犬の登録があり、適正な飼養管理及び危害防止等について指導した。

令和元年6月「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、動物取扱業の更なる適正化、動物の適正飼養のための規制強化、マイクロチップの義務化等が盛り込まれた。これに伴い、ペットショップ等の登録業者に対し適宜指導を行った。

(1) 狂犬病予防、動物愛護管理事業状況

年度	区 分	保護 犬	引き取り			負傷動物		返還		譲渡		センター送致	
			犬 所有者	ねこ		犬	ねこ	犬	ねこ	犬	ねこ	犬	ねこ
				所有者	拾得者								
6	本 所	8	—	11	26	—	7	6	—	—	—	2	44
	支 所	3	—	2	12	—	1	3	—	—	—	—	15
	計	11	—	13	38	—	8	9	—	—	—	2	59
7	本 所	6	1	12	16	—	2	5	—	—	—	2	30
	支 所	2	—	—	16	—	2	2	—	—	—	—	18
	計	8	1	12	32	—	4	7	—	—	—	2	48

(2) 狂犬病予防事業(市町村別)

年度	区 分	本 所			支所	計
		砺波市	南砺市	小計	小矢部市	
6	登録頭数	2,049	1,694	3,743	1,059	4,802
	注射頭数	1,555	1,481	3,036	833	3,869
7	登録頭数	1,995	1,655	3,650	1,011	4,661
	注射頭数	1,656	1,462	3,118	798	3,916

(3) 相談受付状況

年度	区 分	犬						猫			
		放 浪	拾 得	負 傷	放飼い	その他	計	拾 得	負 傷	その他	計
6	本 所	13	1	—	3	5	22	14	7	13	34
	支 所	4	—	—	—	1	5	—	1	21	22
	計	17	1	—	3	6	27	14	8	34	56
7	本 所	6	21	—	—	5	32	2	2	19	23
	支 所	3	1	—	1	2	7	11	4	11	26
	計	9	22	—	1	7	39	13	6	30	49

(4) 第一種動物取扱業登録状況

(令和8年3月31日現在)

区 分		登録施設数			監視数		
		本所	支所	計	本所	支所	計
施 設 数		19	4	23	18	4	22
種類別の登録数	販 売	9	1	10	8	1	9
	保 管	16	3	19	16	3	19
	貸 出	1	1	2	1	1	2
	訓 練	3	—	3	3	—	3
	展 示	1	—	1	1	—	1
	計	30	5	35	29	5	34

(5) 第二種動物取扱業届出状況

(令和8年3月31日現在)

区 分		届出施設数		
		本所	支所	計
種類別の届出数	譲 渡	3	—	3
	保 管	2	—	2
	貸 出	—	—	—
	訓 練	—	—	—
	展 示	1	1	2

第4 試験検査

1 臨床検査及び細菌検査実施状況

H I V迅速検査を毎週火曜日に実施し、当日中に受検者へ結果を報告している。
 また、食品調理従事者、水道事業者等の腸内細菌検査を火・水曜日に実施し、感染症や食中毒の発生防止に努めている。
 感染症発生時には患者接触者等の細菌検査を行い、感染の有無を確認している。
 食中毒発生時には、食材や拭き取り、便などの検査を実施し、原因微生物の特定に努めている。

(1) 臨床検査

(令和8年3月31日現在)

検 査 項 目		検 査 件 数
腸 内 細 菌	赤痢・サルモネラ	731
	腸管出血性大腸菌O157等	1,054
H I V 迅速検査		35
計		1,820

(2) 感染症（疑い含む）に伴う細菌検査件数

(令和8年3月31日現在)

検 便		食 材		拭き取り		そ の 他		ベロ毒素産生性
検体数	検査延数	検体数	検査延数	検体数	検査延数	検体数	検査延数	
5	5	—	—	—	—	—	—	4

(3) 食中毒（疑い含む）に伴う検査件数

(令和8年3月31日現在)

	検 体 数	検査延数	検 査 項 目						
			病原性大腸菌	サルモネラ属菌	黄色ブドウ球菌	カンピロバクター	セラチア菌	ノロウイルス	遺伝子検査ほか
食品・食材	2	12	—	—	—	—	—	—	12
拭き取り	5	25	5	5	5	—	5	—	5
検 便	15	124	15	15	15	15	15	15	34
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	22	161	20	20	20	15	20	15	51

2 食品衛生検査

食品の安全性を確保するため、夏期・年末を中心とした年間計画に基づき、食品の収去検査を実施している。不適事項については営業者に対して改善指導を行った。また、食品検査の管理基準（G L P）に基づき、検査精度の向上に努めている。

(1) 食品衛生検査実施状況

(令和8年3月31日現在)

区 分	検 体 数	不適検体数
乳 及 び 乳 製 品 検 査	23	—
細菌検査（乳及び乳製品を除く）	126	3
計	149	3

(2) 乳及び乳製品の試験検査内訳

(令和8年3月31日現在)

区 分		検体数	細菌検査		理 化 学 検 査			
			細菌数	大腸菌群	無脂乳固形分	乳脂肪分	比 重	酸 度
行政検査	牛 乳	4	4	4	4	4	4	4
	加 工 乳	2	2	2	2	—	—	2
	乳 飲 料	4	4	4	—	—	—	—
	アイスクリーム類	13	13	13	—	—	—	—
	計	23	23	23	6	4	4	6
依頼検査	牛 乳	—	—	—	—	—	—	—
	加 工 乳	—	—	—	—	—	—	—
	乳 飲 料	—	—	—	—	—	—	—
	アイスクリーム類	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
計	牛 乳	4	4	4	4	4	4	4
	加 工 乳	2	2	2	2	—	—	2
	乳 飲 料	4	4	4	—	—	—	—
	アイスクリーム類	13	13	13	—	—	—	—
	計	23	23	23	6	4	4	6

(3) 細菌検査（乳及び乳製品を除く）項目別内訳

(令和8年3月31日現在)

区 分		検 体 数	細 菌 数	大 腸 菌 群	大 腸 菌	黄色 ブドウ 球菌	カン ピロ バク ター	サル モ ネ ラ	O 1 5 7	そ の 他
行政検査	弁当・そう菜等	91	91	—	89	89	—	—	—	—
	洋 生 菓 子	7	7	7	—	7	—	—	—	—
	冷 凍 食 品	13	13	12	1	—	—	—	—	—
	レ ト ル ト 食 品	4	—	—	—	—	—	—	—	4
	学 校 給 食 食 品	10	10	—	10	10	—	—	—	—
	生 食 用 カ キ	1	1	—	1	—	—	—	—	1
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	126	122	19	101	106	—	—	—	5
依頼検査	弁当・そう菜等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	菓 子	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	冷 凍 食 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		126	122	19	101	106	—	—	—	5

3 環境衛生試験検査

公衆浴場・旅館施設等の立入時に、浴槽水のレジオネラ属菌等の水質検査を実施し、施設の適正な維持管理を指導した。

利用水等の検査状況

(令和8年3月31日現在)

区 分		検査項目	検査件数	検 査 結 果	
				適 合	不適合
行政検査	公衆浴場・旅館等 浴槽水（シャワー水 等含む）	レジオネラ属菌	25	16	9

Ⅲ 学会発表等

(令和7年度)

発表日	演題・テーマ	担当班	学会名
令和7年12月13日	統括保健師育成の方策の検討 ～県・市町村の統括保健師以外の保健師を対象とした調査より～	企画調整班	日本公衆衛生看護学会 学術集会
令和8年2月18日	災害時における栄養士の役割を考える－DHEAT 活動を通じて－	地域保健班	富山県公衆衛生学会
令和8年2月18日	メジマグロに寄生した <i>Kudoa hexapunctata</i> の関 与が疑われた食中毒に関する一考察	衛生班	富山県公衆衛生学会
令和8年2月18日	風しん発生時の対応	感染症疾病班	富山県公衆衛生学会
令和8年2月18日	風しん発生に係る関係機関との連携の検証	感染症疾病班	富山県公衆衛生学会

富山県砺波厚生センター

〒939-1506

南砺市高儀 1 4 7

TEL

0 7 6 3 - 2 2 - 3 5 1 1

FAX

0 7 6 3 - 2 2 - 7 2 3 5

ホームページ

<https://www.pref.toyama.jp/kurashi/kenkou/kenkou/tonami/index.html>

小矢部支所

〒932-0833

小矢部市綾子 5 5 3 2

TEL

0 7 6 6 - 6 7 - 1 0 7 0

FAX

0 7 6 6 - 6 7 - 4 2 7 0